



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 条 例	所管課(室)名
○長崎県危険物等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例	消 防 保 安 室
○長崎県公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除の額を定める条例	学 事 振 興 課
○職員のサービスの宣誓に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	人 事 課
○職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	〃
○知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	〃
○内部組織の設置に関する条例の一部を改正する条例	新 行 政 推 進 室
○長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
○長崎県吏員恩給条例の一部を改正する条例	職 員 厚 生 課
○長崎県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と長崎県吏員恩給条例による恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例	〃
○長崎県手数料条例の一部を改正する条例	財 政 課
○長崎県県庁舎建設整備基金条例を廃止する条例	管 財 課
○長崎県税条例の一部を改正する条例	税 務 課
○ふるさと長崎応援寄附金基金条例	〃
○長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	市 町 村 課
○旅館業法施行条例の一部を改正する条例	生 活 衛 生 課
○公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	〃
○長崎県食品衛生に関する条例の一部を改正する条例	〃
○長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	水 環 境 対 策 課
○長崎県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例	福 祉 保 健 課
○長崎県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例	医 療 政 策 課
○長崎県業務関係手数料条例の一部を改正する条例	薬 務 行 政 室
○長崎県子育て条例の一部を改正する条例	こ だ も 未 来 課
○長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	〃
○長崎県魚市場条例を廃止する条例	水 産 加 工 流 通 課
○長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例	〃
○長崎県漁港管理条例の一部を改正する条例	漁 港 漁 場 課
○長崎県卸売市場条例及び長崎県卸売市場審議会の組織及び運営に関する条例を廃止する条例	農 産 加 工 流 通 課
○長崎県立都市公園条例の一部を改正する条例	道 路 維 持 課
○長崎県港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	港 湾 課
○長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例の一部を改正する条例	砂 防 課
○長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例	建 築 課
○長崎県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例	住 宅 課
○長崎県営住宅条例の一部を改正する条例	〃

- 長崎県営交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 交 通 局
- 市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例 教育庁教職員課
- 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例 教育庁高校教育課
- 長崎県文化財保護条例等の一部を改正する条例 教育庁学芸文化課
- 長崎県立対馬歴史民俗資料館条例を廃止する条例 〃
- 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例 警察本部警務課
- 長崎県監査委員条例の一部を改正する条例 監 査 事 務 局

**条 例**

長崎県危険物等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

**長崎県条例第1号**

長崎県危険物等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例

長崎県危険物等に係る事務手数料条例（平成12年長崎県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第3（第2条関係）						別表第3（第2条関係）					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1～13 略						1～13 略					
14	政令第18条第2項第1号の規定に基づく法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施	製造保安責任者試験手数料	(1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件	9,300円 ( <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあっては、8,800円</u> )	14	政令第18条第2項第1号の規定に基づく法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施	製造保安責任者試験手数料	(1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件	9,300円 ( <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあっては、8,800円</u> )
(2)～(5) 略						(2)～(5) 略					
15及び16 略						15及び16 略					
17	政令第18条第2項第3号の規定に基づく法第44条第1項に規定する	容器検査又は容器再検査手数料	(1) 略 (2) 繊維強化プラスチック複合容器、 <u>圧縮天然ガ</u>	略		17	政令第18条第2項第3号の規定に基づく法第44条第1項に規定する	容器検査又は容器再検査手数料	(1) 略 (2) 繊維強化プラスチック複合容器又は <u>圧縮天</u>	略	

容器検査又は政令第18条第2項第4号の規定に基づく法第49条第1項に規定する容器再検査	ス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器（(1)に規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査 ア～オ 略 (3)及び(4) 略	容器検査又は政令第18条第2項第4号の規定に基づく法第49条第1項に規定する容器再検査	然ガス自動車燃料装置用容器（(1)に規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査 ア～オ 略 (3)及び(4) 略
18～20 略		18～20 略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の17の項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

長崎県公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除の額を定める条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第2号

長崎県公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除の額を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第19条の2第4項の規定に基づき、長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）の役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）の法人に対する損害を賠償する責任の一部を免除することについて必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免除額)

第2条 法第19条の2第4項に規定する条例で定める額は、役員等が法人から同項の承認の日を含む事業年度以前の事業年度において支給され、又は支給されるべき報酬、当該承認前に支給された退職手当その他地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第3条の2第1項の総務省令で定める給付の一事業年度当たりの額に相当する額として同項の総務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事又は会計監査人 2

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

職員のサービスの宣誓に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第3号

職員のサービスの宣誓に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

(職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年長崎県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(職員 <sup>ア</sup> のサービスの宣誓)	(職員 <sup>イ</sup> のサービスの宣誓)

第2条 略 2 略 3 <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前2項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u>	第2条 略 2 略
---	--------------

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年長崎県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(補償基礎額) 第4条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1)~(4) 略 (5) <u>給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により任命権者が知事と協議して定める額</u>	(補償基礎額) 第4条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1)~(4) 略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行し、第2条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、同日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第4号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年長崎県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 略 2 略 3 <u>任命権者は、職員(人事委員会規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)について、始業及び終業の時刻について職員</u> <u>の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、当該申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間(次項において「単位期間」という。)ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</u> 4 <u>任命権者は、次に掲げる職員について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、当該申告を経て単位期間ごとの期間につき第1項に規定する週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前</u>	(週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 略 2 略

条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 子の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。第7条の4第2項及び第17条第1項において同じ。）の介護をする職員及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に規定する対象障害者である職員であって、人事委員会規則で定めるもの

(2) 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会規則で定めるもの

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

（週休日の振替等）

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項若しくは第4項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項から第4項まで又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち勤務日の勤務時間の概ね2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間（以下「半日勤務時間」という。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（時間外勤務代休時間）

第7条の3 任命権者は、職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号）第14条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある第3条第2項から第4項まで、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（第9条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 略

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第7条の4 略

2 前項の規定は、配偶者等で負傷等により日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項及び第7条の6第4項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、人事委員会規則の定めるところにより、その子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

（介護休暇）

第17条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者等で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めると

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

（週休日の振替等）

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち勤務日の勤務時間の概ね2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間（以下「半日勤務時間」という。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（時間外勤務代休時間）

第7条の3 任命権者は、職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号）第14条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（第9条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 略

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第7条の4 略

2 前項の規定は、第17条第1項に規定する職員の配偶者等で負傷等により日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項及び第7条の6第4項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、人事委員会規則の定めるところにより、その子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

（介護休暇）

第17条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。）で負傷、疾病又は老齢により

<p>ころにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を越えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を越えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2及び3 略</p>
--	--

（市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づく市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第17条第2項並びに公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）第23条第2項に規定する非常勤の講師を除く。）の勤務時間、休日及び休暇に関しては、長崎県職員の例による。この場合において、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号）<u>第3条第3項及び第4項、第7条の2、第7条の3第1項、第7条の4第1項、第7条の5第1項、第7条の6第1項から第3項まで、第9条第1項、第11条第3項並びに第19条中「任命権者」とあるのは「市町村教育委員会」とする。</u></p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づく市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第17条第2項並びに公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）第23条第2項に規定する非常勤の講師を除く。）の勤務時間、休日及び休暇に関しては、長崎県職員の例による。この場合において、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号）第7条の2、第7条の3第1項、第7条の4第1項、第7条の5第1項、第7条の6第1項から第3項まで、第9条第1項、第11条第3項<u>及び第19条中「任命権者」とあるのは「市町村教育委員会」とする。</u></p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第5号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免責することについて必要な事項を定めるものとする。

（損害賠償責任の一部免責）

第2条 知事等は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、県に対し賠償の責任を負う額から次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について賠償責任を免れるものとする。

- (1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 県から法第243条の2第1項の損害を賠償する責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第203条の2第1項又は第204条第1項若しくは第2項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当又は単身赴任手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号の総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

- ア 知事 6
  - イ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 4
  - ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は地方公営企業の管理者 2
  - エ 職員（地方警務官並びにイ及びウに掲げる職員を除く。） 1
- (2) 地方警務官 国から知事等の損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）その他の法律による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当又は単身赴任手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令第173条第1項第2号の総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額
- ア 警察本部長 2
  - イ アに掲げる以外の地方警務官 1

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

内部組織の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第6号

内部組織の設置に関する条例の一部を改正する条例

内部組織の設置に関する条例（昭和28年長崎県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の各号に掲げる内部組織（以下「組織」という。）を置き、各組織の分掌事務は、当該各号に定めるとおりする。なお、多様化する行政への需要に機動的に対応するため、各組織は、知事の統轄のもとに各組織相互の連絡調整を図り、一体として行政機能を発揮するように努めなければならない。</p> <p>(1) <u>企画部</u> 重要施策の企画及び総合調整に関する事項</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>地域振興部</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(4) <u>文化観光国際部</u> ア～オ 略 カ <u>スポーツ振興に関する事項</u></p> <p>(5) <u>県民生活環境部</u> ア <u>県民生活及び環境に関する施策の企画及び総合調整に関する事項</u> イ～オ 略 カ <u>環境保全に関する事項</u> キ <u>生活排水対策及び水資源政策に関する事項</u> ク <u>廃棄物対策に関する事項</u> ケ <u>自然保護に関する事項</u></p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の各号に掲げる内部組織（以下「組織」という。）を置き、各組織の分掌事務は、当該各号に定めるとおりする。なお、多様化する行政への需要に機動的に対応するため、各組織は、知事の統轄のもとに各組織相互の連絡調整を図り、一体として行政機能を発揮するように努めなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>企画振興部</u> ア <u>重要施策の企画及び総合調整に関する事項</u> イ 略 ウ <u>スポーツ振興に関する事項</u> エ～カ 略</p> <p>(3) <u>文化観光国際部</u> ア～オ 略</p> <p>(4) <u>県民生活部</u> ア <u>県民生活に関する施策の企画及び総合調整に関する事項</u> イ～オ 略</p> <p>(5) <u>環境部</u> ア <u>環境に関する施策の企画及び総合調整に関する事項</u> イ <u>環境保全に関する事項</u> ウ <u>生活排水対策及び水資源政策に関する事項</u></p>

(6)～(11) 略	エ 廃棄物対策に関する事項 オ 自然保護に関する事項 (6)～(11) 略
------------	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(長崎県手数料条例の一部改正)
- 2 長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第1（第2条関係） 地域振興部						別表第1（第2条関係） 企画振興部					
略						略					
県民生活環境部						県民生活部					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1～33 略						1～33 略					
34	土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第1項の規定に基づく指定調査機関の指定の申請に対する審査	指定調査機関の指定申請手数料		1件	39,000円						
35	土壤汚染対策法第22条第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可の申請に対する審査	汚染土壤処理業の許可申請手数料		1件	240,000円						
36	土壤汚染対策法第22条第4項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可の更新の申請に対する審査	汚染土壤処理業の許可更新申請手数料		1件	224,000円						
37	土壤汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	汚染土壤処理業の変更許可申請手数料		1件	222,000円						
38	土壤汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壤処理業に係る譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査	汚染土壤処理業に係る譲渡及び譲受承認申請手数料		1件	70,000円						
39	土壤汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壤処理業に係る法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査	汚染土壤処理業に係る法人の合併又は分割承認申請手数料		1件	70,000円						
40	土壤汚染対策法	汚染土壤処理		1件	70,000円						

	第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業に係る相続の承認の申請に対する審査	業に係る相続承認申請手数料			
41	土壌汚染対策法第32条第1項の規定に基づく指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査	指定調査機関の指定更新申請手数料		1件	24,800円
42	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第27条第1項の規定に基づく第1種フロン類充填回収業者の登録	第1種フロン類充填回収業者の登録手数料		1件	5,000円
43	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第30条第1項の規定に基づく第1種フロン類充填回収業者の登録の更新	第1種フロン類充填回収業者の登録更新手数料		1件	5,000円
44	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	1件	130,000円
				上記以外のもの	1件
45	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	1件	120,000円
				上記以外のもの	1件
46	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請手数料		1件	33,000円
47	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第2項の規定に基づく一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定の更新の申請に	一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定更新申請手数料		1件	20,000円

	対する審査				
48	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受け許可申請手数料		1件	70,000円
49	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可申請手数料		1件	70,000円
50	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の申請に対する審査	2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料		1件	147,000円
51	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例変更認定申請手数料		1件	134,000円
52	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料		1件	81,000円
53	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料		1件	73,000円
54	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分業許可申請手数料		1件	100,000円
55	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第7	産業廃棄物処分業許可更新申請手数料		1件	94,000円

	項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査				
56	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料		1件	71,000円
57	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料		1件	92,000円
58	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料		1件	81,000円
59	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料		1件	74,000円
60	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料		1件	100,000円
61	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料		1件	95,000円
62	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料		1件	72,000円

63	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料		1件	95,000円
64	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	1件	140,000円
			上記以外のもの	1件	120,000円
65	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	1件	130,000円
			上記以外のもの	1件	110,000円
66	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請手数料		1件	33,000円
67	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定更新申請手数料		1件	20,000円
68	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受け許可申請手数料		1件	70,000円
69	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合	産業廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合		1件	70,000円

	併又は分割の認可の申請に対する審査				
70	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録の申請に対する審査	廃棄物再生事業者登録申請手数料		1件	40,000円
71	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第42条第1項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査	引取業者の登録申請手数料		1件	3,000円
72	使用済自動車の再資源化等に関する法律第42条第2項の規定に基づく引取業者の登録の更新の申請に対する審査	引取業者の登録更新申請手数料		1件	3,000円
73	使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第1項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の申請に対する審査	フロン類回収業者の登録申請手数料		1件	5,000円
74	使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第2項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	フロン類回収業者の登録更新申請手数料		1件	5,000円
75	使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第1項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査	解体業の許可申請手数料		1件	78,000円
76	使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第2項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査	解体業の許可更新申請手数料		1件	70,000円
77	使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第1項の規定に基づく破砕業の許可の申請に対する審査	破砕業の許可申請手数料		1件	84,000円
78	使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第2項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請に対する審査	破砕業の許可更新申請手数料		1件	77,000円

	する法律第67条第2項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請に対する審査	料			
79	使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	破砕業の事業の範囲の変更許可申請手数料		1件	67,000円
80	温泉法(昭和23年法律第125号)第3条第1項の規定に基づく土地の掘削の許可の申請に対する審査	土地掘削許可申請手数料		1件	120,000円
81	温泉法第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づく土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査	土地掘削許可を受けた者の地位の承継の承認申請手数料		1件	7,400円
82	温泉法第7条の2の規定に基づく掘削のための施設等の変更の許可の申請に対する審査	掘削のための施設等の変更の申請手数料		1件	24,000円
83	温泉法第11条第1項の規定に基づくゆう出路の増掘又は動力の装置の許可の申請に対する審査	ゆう出路増掘又は動力装置の許可の申請手数料		1件	110,000円
84	温泉法第11条第2項又は第3項において準用する同法第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づくゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査	ゆう出路増掘又は動力装置の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請手数料		1件	7,400円
85	温泉法第11条第2項において準用する同法第7条の2の規定に基づく温泉のゆう出路の増掘のための施設等の変更の許可の申請に対する審査	ゆう出路増掘施設等の変更の申請手数料		1件	24,000円
86	温泉法第14条の2の規定に基づく温泉の採取の許可の申請に対する審査	温泉の採取の許可申請手数料		1件	35,000円

87	温泉法第14条の3又は第14条の4の規定に基づく温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査	温泉採取許可を受けた者の地位の承継の承認の申請手数料	1件	7,400円
88	温泉法第14条の5の規定に基づく可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に対する審査	可燃性天然ガスの濃度の確認の申請手数料	1件	7,400円
89	温泉法第14条の7の規定に基づく温泉の採取のための施設等の変更の許可の申請に対する審査	温泉採取のための施設等の変更の申請手数料	1件	24,000円
90	温泉法第15条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可の申請に対する審査	温泉利用許可申請手数料	1件	35,000円
91	温泉法第16条第1項又は第17条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査	温泉利用許可を受けた者の地位の承継の承認の申請手数料	1件	7,400円
92	温泉法第19条第1項の規定に基づく温泉成分分析機関の登録の申請に対する審査	登録分析機関登録申請手数料	1件	50,000円
93	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第19条第2項の規定に基づく鳥獣飼養登録の申請に対する審査又は同条第5項若しくは第6項の規定に基づく登録票の更新若しくは再交付（愛がん飼養に係るものを除く。）	鳥獣飼養登録票の申請手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料	1件	3,400円

環境部

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第1項の規定に基づく指定調査機関の指定の申請に対する審査	指定調査機関の指定申請手数料		1件	39,000円
2	土壤汚染対策法	汚染土壌処理		1件	240,000円

	第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査	業の許可申請手数料		
3	土壌汚染対策法第22条第4項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査	汚染土壌処理業の許可更新申請手数料	1件	224,000円
4	土壌汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業の変更許可申請手数料	1件	222,000円
5	土壌汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受承認申請手数料	1件	70,000円
6	土壌汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業に係る法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業に係る法人の合併又は分割承認申請手数料	1件	70,000円
7	土壌汚染対策法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業に係る相続の承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業に係る相続承認申請手数料	1件	70,000円
8	土壌汚染対策法第32条第1項の規定に基づく指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査	指定調査機関の指定更新申請手数料	1件	24,800円
9	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第27条第1項の規定に基づく第1種フロン類充填回収業者の登録	第1種フロン類充填回収業者の登録手数料	1件	5,000円
10	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第30条第1項の規定に基づく第1種フロン類充填回収業者の登録の更新	第1種フロン類充填回収業者の登録更新手数料	1件	5,000円

11	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	1件	130,000円
			上記以外のもの	1件	110,000円
12	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	1件	120,000円
			上記以外のもの	1件	100,000円
13	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請手数料		1件	33,000円
14	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第2項の規定に基づく一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定更新申請手数料		1件	20,000円
15	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受け許可申請手数料		1件	70,000円
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可申請手数料		1件	70,000円
17	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の申請に対する審査	2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料		1件	147,000円

18	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例変更認定申請手数料	1件	134,000円
19	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件	81,000円
20	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件	73,000円
21	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分業許可申請手数料	1件	100,000円
22	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件	94,000円
23	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	1件	71,000円
24	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料	1件	92,000円
25	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件	81,000円

26	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料		1件	74,000円
27	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料		1件	100,000円
28	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料		1件	95,000円
29	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料		1件	72,000円
30	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料		1件	95,000円
31	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	1件	140,000円
			上記以外のもの	1件	120,000円
32	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	1件	130,000円
			上記以外のもの	1件	110,000円
33	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の規	産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請		1件	33,000円

	定に基づく産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査	手数料		
34	産業物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定更新申請手数料	1件	20,000円
35	産業物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受け許可申請手数料	1件	70,000円
36	産業物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併又は分割認可申請手数料	1件	70,000円
37	産業物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録の申請に対する審査	廃棄物再生事業者登録申請手数料	1件	40,000円
38	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第42条第1項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査	引取業者の登録申請手数料	1件	3,000円
39	使用済自動車の再資源化等に関する法律第42条第2項の規定に基づく引取業者の登録の更新の申請に対する審査	引取業者の登録更新申請手数料	1件	3,000円
40	使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条	フロン類回収業者の登録申請手数料	1件	5,000円

		第1項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の申請に対する審査			
41	使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第2項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	フロン類回収業者の登録更新申請手数料		1件	5,000円
42	使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第1項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査	解体業の許可申請手数料		1件	78,000円
43	使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第2項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査	解体業の許可更新申請手数料		1件	70,000円
44	使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第1項の規定に基づく破砕業の許可の申請に対する審査	破砕業の許可申請手数料		1件	84,000円
45	使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第2項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請に対する審査	破砕業の許可更新申請手数料		1件	77,000円
46	使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	破砕業の事業の範囲の変更許可申請手数料		1件	67,000円
47	温泉法(昭和23年法律第125号)第3条第1項の規定に基づく土地の掘さくの許可の申請に対する審査	土地掘削許可申請手数料		1件	120,000円
48	温泉法第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づく土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査	土地掘削許可を受けた者の地位の承継の承認申請手数料		1件	7,400円
49	温泉法第7条の2の規定に基づく掘削のための	掘削のための施設等の変更の申請手数料		1件	24,000円

		施設等の変更の許可の申請に対する審査			
50	温泉法第11条第1項の規定に基づくゆう出路の増掘又は動力の装置の許可の申請に対する審査	ゆう出路増掘又は動力装置の許可の申請手数料		1件	110,000円
51	温泉法第11条第2項又は第3項において準用する同法第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づくゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査	ゆう出路増掘又は動力装置の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請手数料		1件	7,400円
52	温泉法第11条第2項において準用する同法第7条の2の規定に基づく温泉のゆう出路の増掘のための施設等の変更の許可の申請に対する審査	ゆう出路増掘施設等の変更の申請手数料		1件	24,000円
53	温泉法第14条の2の規定に基づく温泉の採取の許可の申請に対する審査	温泉の採取の許可申請手数料		1件	35,000円
54	温泉法第14条の3又は第14条の4の規定に基づく温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査	温泉採取許可を受けた者の地位の承継の承認の申請手数料		1件	7,400円
55	温泉法第14条の5の規定に基づく可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に対する審査	可燃性天然ガスの濃度の確認の申請手数料		1件	7,400円
56	温泉法第14条の7の規定に基づく温泉の採取のための施設等の変更の許可の申請に対する審査	温泉採取のための施設等の変更の申請手数料		1件	24,000円
57	温泉法第15条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可の申請に対する審査	温泉利用許可申請手数料		1件	35,000円
58	温泉法第16条第1項又は第17条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査	温泉利用許可を受けた者の地位の承継の承認の申請手数料		1件	7,400円

		継の承認の申請 に対する審査			
59	温泉法第19条第 1項の規定に基 づく温泉成分分 析機関の登録の 申請に対する審 査	登録分析機関 登録申請手数 料		1件	50,000円
60	鳥獣の保護及び 管理並びに狩猟 の適正化に関す る法律（平成14 年法律第88号） 第19条第2項の 規定に基づく鳥 獣飼養登録の申 請に対する審査 又は同条第5項 若しくは第6項 の規定に基づく 登録票の更新若 しくは再交付 （愛がん飼養に 係るものを除 く。）	鳥獣飼養登録 票の申請手数 料又は更新手 数料若しくは 再交付手数料		1件	3,400円

（長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

3 長崎県の事務処理の特例に関する条例（平成12年長崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
（市町村が処理する事務の範囲等） 第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。		（市町村が処理する事務の範囲等） 第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。	
部局	事務	部局	事務
略		略	
地域振興部関係	略	企画振興部関係	略
略		略	
県民生活環境部関係	1～15 略 16 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（平成20年長崎県条例第15号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの ア 条例第21条第1項の規定による苦情処理に関すること。 イ 条例第21条第2項の規定による指導及び勧告に関すること。 ウ 条例第22条から第24条まで、第27条第3項及び第31条第2項の規定による騒音に係る届出の受理に関すること。 エ 条例第25条の規定による騒音に係る計画変更命令等に関すること。 オ 条例第26条第2項の規定による騒音に係る同条第1項の期間短縮に関すること。 カ 条例第29条第1項の規定による騒音に係る改善命令等に関すること。 キ 条例第39条の規定による停止命令等に	県民生活部関係	1～15 略
	各市町		

<p>関すること。  <u>ク 条例第81条第2号の規定による騒音に係る報告の徴収等に関すること。</u>  <u>ケ 条例第82条第1項の規定による騒音に係る立入検査に関すること。</u></p>				
<p>17 <u>長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</u>  <u>ア 条例第22条から第24条まで、第27条第3項及び第31条第2項の規定による汚水又は廃液（以下「汚水等」という。）に係る届出の受理に関すること。</u>  <u>イ 条例第25条の規定による汚水等に係る計画変更命令等に関すること。</u>  <u>ウ 条例第26条第2項の規定による汚水等に係る同条第1項の期間短縮に関すること。</u>  <u>エ 条例第29条第1項の規定による汚水等に係る改善命令等に関すること。</u>  <u>オ 条例第81条第2号の規定による汚水等に係る報告の徴収等に関すること。</u>  <u>カ 条例第82条第1項の規定による汚水等に係る立入検査に関すること。</u></p>	<p>長崎市及び佐世保市</p>			
<p>18 <u>水道法（昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</u>  <u>ア 法第32条の規定による専用水道の布設工事の設計が施設基準に適合することについての確認に関すること。</u>  <u>イ 法第33条第1項の規定による専用水道の布設に関する確認の申請の受理に関すること。</u>  <u>ウ 法第33条第3項の規定による申請書の記載事項の変更の届出の受理に関すること。</u>  <u>エ 法第33条第5項の規定による施設基準に適合することの確認又は適合しない旨の通知に関すること。</u>  <u>オ 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による専用水道の給水開始前の届出の受理に関すること。</u>  <u>カ 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による専用水道の業務の委託の届出の受理に関すること。</u>  <u>キ 法第36条第1項の規定による専用水道の設置者に対する水道施設の改善の指示に関すること。</u>  <u>ク 法第36条第2項の規定による専用水道の水道技術管理者に対する警告又は設置者に対する水道技術管理者の変更の勧告に関すること。</u>  <u>ケ 法第36条第3項の規定による簡易専用水道の設置者に対する清掃その他の措置の指示に関すること。</u>  <u>コ 法第37条の規定による専用水道又は簡易専用水道の設置者に対する給水停止命令に関すること。</u>  <u>サ 法第39条第2項の規定による専用水道の設置者からの報告の徴収及び水道の工事現場、事務所又は水道施設のある場所への立入検査に関すること。</u>  <u>シ 法第39条第3項の規定による簡易専用水道の設置者からの報告の徴収及び施設のある場所又は設置者の事務所への立入検査に関すること。</u></p>	<p>各町</p>			
		<p>環境</p>	<p>1 <u>長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（平成20年長崎県条例第15号。以下こ</u></p>	<p>各市町</p>

	<p>部 関 係</p> <p>の項において「条例」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 条例第21条第1項の規定による苦情処理に関すること。</p> <p>イ 条例第21条第2項の規定による指導及び勧告に関すること。</p> <p>ウ 条例第22条から第24条まで、第27条第3項及び第31条第2項の規定による騒音に係る届出の受理に関すること。</p> <p>エ 条例第25条の規定による騒音に係る計画変更命令等に関すること。</p> <p>オ 条例第26条第2項の規定による騒音に係る同条第1項の期間短縮に関すること。</p> <p>カ 条例第29条第1項の規定による騒音に係る改善命令等に関すること。</p> <p>キ 条例第39条の規定による停止命令等に関すること。</p> <p>ク 条例第81条第2号の規定による騒音に係る報告の徴収等に関すること。</p> <p>ケ 条例第82条第1項の規定による騒音に係る立入検査に関すること。</p>	
	<p>2 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 条例第22条から第24条まで、第27条第3項及び第31条第2項の規定による汚水又は廃液（以下「汚水等」という。）に係る届出の受理に関すること。</p> <p>イ 条例第25条の規定による汚水等に係る計画変更命令等に関すること。</p> <p>ウ 条例第26条第2項の規定による汚水等に係る同条第1項の期間短縮に関すること。</p> <p>エ 条例第29条第1項の規定による汚水等に係る改善命令等に関すること。</p> <p>オ 条例第81条第2号の規定による汚水等に係る報告の徴収等に関すること。</p> <p>カ 条例第82条第1項の規定による汚水等に係る立入検査に関すること。</p>	<p>長崎市及び佐世保市</p>
	<p>3 水道法（昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 法第32条の規定による専用水道の布設工事の設計が施設基準に適合することについての確認に関すること。</p> <p>イ 法第33条第1項の規定による専用水道の布設に関する確認の申請の受理に関すること。</p> <p>ウ 法第33条第3項の規定による申請書の記載事項の変更の届出の受理に関すること。</p> <p>エ 法第33条第5項の規定による施設基準に適合することの確認又は適合しない旨の通知に関すること。</p> <p>オ 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による専用水道の給水開始前の届出の受理に関すること。</p> <p>カ 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による専用水道の業務の委託の届出の受理に関すること。</p> <p>キ 法第36条第1項の規定による専用水道の設置者に対する水道施設の改善の指示に関すること。</p> <p>ク 法第36条第2項の規定による専用水道の水道技術管理者に対する警告又は設置者に対する水道技術管理者の変更の勧告に関すること。</p>	<p>各町</p>

略	ケ 法第36条第3項の規定による簡易専用水道の設置者に対する清掃その他の措置の指示に関すること。 コ 法第37条の規定による専用水道又は簡易専用水道の設置者に対する給水停止命令に関すること。 サ 法第39条第2項の規定による専用水道の設置者からの報告の徴収及び水道の工事現場、事務所又は水道施設のある場所への立入検査に関すること。 シ 法第39条第3項の規定による簡易専用水道の設置者からの報告の徴収及び施設のある場所又は設置者の事務所への立入検査に関すること。
略	略

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

**長崎県条例第7号**

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

長崎県の事務処理の特例に関する条例（平成12年長崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
（市町村が処理する事務の範囲等） 第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。			（市町村が処理する事務の範囲等） 第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。		
部局	事務	市町村	部局	事務	市町村
略			略		
総務部関係	1 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの ア 略 イ 法第8条第1項及び第2項の規定による旅券の交付に関すること。 ウ～ク 略	略	総務部関係	1 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの ア 略 イ 法第8条第1項から第3項までの規定による旅券の交付に関すること。 ウ～ク 略	略
	2 略			2 略	
略			略		
県民生活部関係	1～4 略 5 長崎県食品衛生に関する条例（平成12年長崎県条例第57号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの ア 条例第2条第4項の規定による営業施設の基準の緩和に関すること。 イ 条例第3条の規定による営業の許可に関すること。 ウ 条例第4条第3項において準用する第2条第4項の規定による営業施設及び基準の緩和に関すること。 エ 条例第5条第2項の規定による承継の届出の受理に関すること。 オ 条例第7条の規定による営業の許可の取消等の処分に関すること。 カ 条例第8条の規定による食品販売業の届出の受理に関すること。 キ 略	略	県民生活部関係	1～4 略 5 長崎県食品衛生に関する条例（平成12年長崎県条例第57号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの ア 条例第3条第4項において準用する第2条第3項の規定による営業施設の基準の緩和に関すること。 イ 条例第4条の規定による営業の許可に関すること。 ウ 条例第5条第3項において準用する第2条第3項の規定による営業施設及び基準の緩和に関すること。 エ 条例第6条第2項の規定による承継の届出の受理に関すること。 オ 条例第8条の規定による営業の許可の取消等の処分に関すること。 カ 条例第9条の規定による食品販売業の届出の受理に関すること。 キ 略	略
	6～15 略			6～15 略	

略	略
農林部関係	農林部関係
1 略	1 略
1の2 卸売市場法（昭和46年法律第35号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	1の2 長崎県卸売市場条例（昭和46年条例第74号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの
2～12 略	2～12 略
略	略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の表県民生活部関係の部5の項の改正規定は令和2年6月1日から、同表農林部関係の部1の2の項の改正規定は同月21日から施行する。

長崎県吏員恩給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第8号

長崎県吏員恩給条例の一部を改正する条例

長崎県吏員恩給条例（大正12年長崎県告示第688号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>第2条 本条例ニ於テ県吏員トハ県経済ヨリ給料ヲ受クル次ノ各号ニ掲グル者ヲ謂フ但シ恩給法（大正12年法律第48号）ノ準用ニ受クル者及ビ国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）第51条の2第1項ノ規定ニヨリ同法第2条第1項第3号ニ定ムル長期給付ニ関スル規定ノ適用ヲ受クル者ヲ除ク</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 漁業法（昭和24年法律第267号）<u>第137条第6項</u>ニ規定スル海区漁業調整委員会ノ書記、同法<u>第151条</u>ニ於テ準用スル同法第137条第6項ノ規定ニ依リ置カレル連合海区漁業調整委員会ノ書記及ビ同法<u>第173条</u>ニ於テ準用スル同法第137条第6項ノ規定ニ依リ置カレル内水面漁場管理委員会ノ書記</p> <p>2 略</p> <p>第6条 略</p> <p>2 時効ノ更新及完成猶予ニ関シテハ恩給法第6条乃至第7条ノ規定ヲ準用ス</p>	<p>第2条 本条例ニ於テ県吏員トハ県経済ヨリ給料ヲ受クル次ノ各号ニ掲グル者ヲ謂フ但シ恩給法（大正12年法律第48号）ノ準用ニ受クル者及ビ国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）第51条の2第1項ノ規定ニヨリ同法第2条第1項第3号ニ定ムル長期給付ニ関スル規定ノ適用ヲ受クル者ヲ除ク</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 漁業法（昭和24年法律第267号）<u>第85条第6項</u>ニ規定スル海区漁業調整委員会ノ書記、同法<u>第111条</u>ニ於テ準用スル同法第85条第6項ノ規定ニ依リ置カレル連合海区漁業調整委員会ノ書記及ビ同法<u>第132条</u>ニ於テ準用スル同法第85条第6項ノ規定ニ依リ置カレル内水面漁場管理委員会ノ書記</p> <p>2 略</p> <p>第6条 略</p> <p>2 時効ノ中断及停止ニ関シテハ恩給法第6条乃至第7条ノ規定ヲ準用ス</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第9号の改正規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第1条本文の規定による施行の日から施行する。

長崎県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と長崎県吏員恩給条例による恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第9号

長崎県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と長崎県吏員恩給条例による恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

長崎県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と長崎県吏員恩給条例による恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和32年長崎県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける者（他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）のうち次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 漁業法（昭和24年法律第267号）<u>第137条第6項</u>に規定する海区漁業調整委員会の書記、<u>同法第151条</u>において準用する<u>同法第137条第6項</u>の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記及び<u>同法第173条</u>において準用する<u>同法第137条第6項</u>の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記</p> <p>(11)～(20) 略</p> <p>4 及び 5 略</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける者（他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）のうち次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 漁業法（昭和24年法律第267号）<u>第85条第6項</u>に規定する海区漁業調整委員会の書記、<u>同法第111条</u>において準用する<u>同法第85条第6項</u>の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記及び<u>同法第132条</u>において準用する<u>同法第85条第6項</u>の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記</p> <p>(11)～(20) 略</p> <p>4 及び 5 略</p>

附 則

この条例は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第1条本文の規定による施行の日から施行する。

長崎県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第10号

長崎県手数料条例の一部を改正する条例

長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																																																																																				
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>総務部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>事務の名称</th> <th>手数料の名称</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">1～5 略</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項、第5条並びに第8条第1項及び第2項（第21条の2の規定により知事が行うこととされた場合を含む。）の規定に基づく一般旅券の発給</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">7及び8 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>福祉保健部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>事務の名称</th> <th>手数料の名称</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">1～24 略</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>調理師法第3条の2第1項の規定に基づく調理</td> <td>調理師試験手数料</td> <td></td> <td>1件</td> <td><u>6,400円</u></td> </tr> </tbody> </table>	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	1～5 略						6	旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項、第5条並びに第8条第1項及び第2項（第21条の2の規定により知事が行うこととされた場合を含む。）の規定に基づく一般旅券の発給	略				7及び8 略						番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	1～24 略						25	調理師法第3条の2第1項の規定に基づく調理	調理師試験手数料		1件	<u>6,400円</u>	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>総務部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>事務の名称</th> <th>手数料の名称</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">1～5 略</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項及び第5項、第5条並びに第8条第1項、<u>第2項及び第3項</u>（第21条の2の規定により知事が行うこととされた場合を含む。）の規定に基づく一般旅券の発給</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">7及び8 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>福祉保健部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>事務の名称</th> <th>手数料の名称</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">1～24 略</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>調理師法第3条の2第1項の規定に基づく調理</td> <td>調理師試験手数料</td> <td></td> <td>1件</td> <td><u>6,100円</u></td> </tr> </tbody> </table>	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	1～5 略						6	旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項及び第5項、第5条並びに第8条第1項、 <u>第2項及び第3項</u> （第21条の2の規定により知事が行うこととされた場合を含む。）の規定に基づく一般旅券の発給	略				7及び8 略						番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	1～24 略						25	調理師法第3条の2第1項の規定に基づく調理	調理師試験手数料		1件	<u>6,100円</u>
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額																																																																																
1～5 略																																																																																					
6	旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項、第5条並びに第8条第1項及び第2項（第21条の2の規定により知事が行うこととされた場合を含む。）の規定に基づく一般旅券の発給	略																																																																																			
7及び8 略																																																																																					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額																																																																																
1～24 略																																																																																					
25	調理師法第3条の2第1項の規定に基づく調理	調理師試験手数料		1件	<u>6,400円</u>																																																																																
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額																																																																																
1～5 略																																																																																					
6	旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項及び第5項、第5条並びに第8条第1項、 <u>第2項及び第3項</u> （第21条の2の規定により知事が行うこととされた場合を含む。）の規定に基づく一般旅券の発給	略																																																																																			
7及び8 略																																																																																					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額																																																																																
1～24 略																																																																																					
25	調理師法第3条の2第1項の規定に基づく調理	調理師試験手数料		1件	<u>6,100円</u>																																																																																

師試験の実施					師試験の実施				
26～58 略					26～58 略				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県県庁舎建設整備基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第11号

長崎県県庁舎建設整備基金条例を廃止する条例

長崎県県庁舎建設整備基金条例（平成元年3月28日長崎県条例第7号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。  
（長崎県産業文化振興基金への繰入れ）
- この条例の施行の際、長崎県県庁舎建設整備基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、長崎県産業文化振興基金に繰り入れるものとする。

長崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第12号

長崎県税条例の一部を改正する条例

長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前												
<p>（知事の権限の委任） 第3条 略 2 知事は、法第3条の2の規定により、次の表の左欄に掲げる事務を、同表の右欄に掲げる振興局長に委任する。ただし、前項各号に掲げる事項については、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>振興局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人の県民税及び法人の事業税、県たばこ税、鉦区税、法第144条の2第1項及び第2項の規定の適用に係るもので県外に主たる事務所又は事業所を有し、県内に事務所又は事業所が所在しない特別徴収義務者から納入がある場合の軽油引取税並びに自動車税（規則で定める事務に限る。）の徴収金に係る賦課徴収に関する事務並びに鉦区税に係る過料処分に関する事務</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3～7 略 （自動車税の申告納付又は証紙徴収の方法の特例） 第65条の2 知事は、自動車税の納税義務者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条、第12条又は第13条の規定による登録の申請を行い、併せて長崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条</p>	事務	振興局	県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人の県民税及び法人の事業税、県たばこ税、鉦区税、法第144条の2第1項及び第2項の規定の適用に係るもので県外に主たる事務所又は事業所を有し、県内に事務所又は事業所が所在しない特別徴収義務者から納入がある場合の軽油引取税並びに自動車税（規則で定める事務に限る。）の徴収金に係る賦課徴収に関する事務並びに鉦区税に係る過料処分に関する事務	略	略		<p>（知事の権限の委任） 第3条 略 2 知事は、法第3条の2の規定により、次の表の左欄に掲げる事務を、同表の右欄に掲げる振興局長に委任する。ただし、前項各号に掲げる事項については、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>振興局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人の県民税及び法人の事業税（課税地を所管する振興局が県央振興局又は県北振興局であるものに限る。）、県たばこ税、鉦区税、法第144条の2第1項及び第2項の規定の適用に係るもので県外に主たる事務所又は事業所を有し、県内に事務所又は事業所が所在しない特別徴収義務者から納入がある場合の軽油引取税並びに自動車税（規則で定める事務に限る。）の徴収金に係る賦課徴収に関する事務並びに鉦区税に係る過料処分に関する事務</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3～7 略 （自動車税の申告納付又は証紙徴収の方法の特例） 第65条の2 知事は、自動車税の納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条、第12条又は第13条の規定による登録の申請を行い、併せて長崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3</p>	事務	振興局	県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人の県民税及び法人の事業税（課税地を所管する振興局が県央振興局又は県北振興局であるものに限る。）、県たばこ税、鉦区税、法第144条の2第1項及び第2項の規定の適用に係るもので県外に主たる事務所又は事業所を有し、県内に事務所又は事業所が所在しない特別徴収義務者から納入がある場合の軽油引取税並びに自動車税（規則で定める事務に限る。）の徴収金に係る賦課徴収に関する事務並びに鉦区税に係る過料処分に関する事務	略	略	
事務	振興局												
県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人の県民税及び法人の事業税、県たばこ税、鉦区税、法第144条の2第1項及び第2項の規定の適用に係るもので県外に主たる事務所又は事業所を有し、県内に事務所又は事業所が所在しない特別徴収義務者から納入がある場合の軽油引取税並びに自動車税（規則で定める事務に限る。）の徴収金に係る賦課徴収に関する事務並びに鉦区税に係る過料処分に関する事務	略												
略													
事務	振興局												
県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人の県民税及び法人の事業税（課税地を所管する振興局が県央振興局又は県北振興局であるものに限る。）、県たばこ税、鉦区税、法第144条の2第1項及び第2項の規定の適用に係るもので県外に主たる事務所又は事業所を有し、県内に事務所又は事業所が所在しない特別徴収義務者から納入がある場合の軽油引取税並びに自動車税（規則で定める事務に限る。）の徴収金に係る賦課徴収に関する事務並びに鉦区税に係る過料処分に関する事務	略												
略													

第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書等を提出する場合には、前条の規定にかかわらず、当該納税義務者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に課する自動車税を知事から得た納付情報により納付する方法により徴収する。

条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書等を提出する場合には、前条の規定にかかわらず、当該納税義務者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に課する自動車税を知事から得た納付情報により納付する方法により徴収する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第65条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

ふるさと長崎応援寄附金基金条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第13号

ふるさと長崎応援寄附金基金条例

(基金の設置)

第1条 長崎県に寄せられた地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号に掲げる寄附金を活用し、長崎県の発展に資するとして選定された事業を寄附者の意向を反映しながら推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、ふるさと長崎応援寄附金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(基金の管理)

第3条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金又は国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債券をいう。）その他の証券の買入れ等の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第4条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法等を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して基金に繰り入れる。

(基金の処分)

第6条 知事は、第1条に規定する基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第14号

長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

長崎県住民基本台帳法施行条例（平成14年長崎県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別表第1（第3条関係） 1～7 略 8 農業取締法（昭和23年法律第82号）第17条第1項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	別表第1（第3条関係） 1～7 略 8 農業取締法（昭和23年法律第82号）第8条第1項又は第2項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

9～14 略  
 15 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第10条第3項（同法第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定により提出される裁定申請書の添付書類に係る特定所有者不明土地等の確知所有者及び確知権利者並びに同法第27条第3項（同法第37条第2項において準用する場合を含む。）の規定により提出される裁定申請書の添付書類に係る特定所有者不明土地等の確知所有者及び確知関係人に係る生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

9～14 略

別表第2（第4条関係）

知事以外の執行機関	事務
略	
収用委員会	土地収用法第40条第1項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定により提出される裁決申請書の添付書類及び同法第47条の3第1項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定により提出される明渡裁決申立書の添付書類に係る土地所有者並びに関係人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

別表第2（第4条関係）

知事以外の執行機関	事務
略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第15号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和33年長崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（用語の定義） 第2条 略 2 略 3 この条例において「 <u>上がり用湯</u> 」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。 4 この条例において「 <u>上がり用水</u> 」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。 5 略 6 この条例において「 <u>貯湯槽</u> 」とは、 <u>原湯等を貯留する槽（タンク）をいう。</u> 7 この条例において「 <u>ろ過器</u> 」とは、 <u>浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置をいう。</u> 8 この条例において「 <u>集毛器</u> 」とは、 <u>浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。</u> 9 この条例において「 <u>調節箱</u> 」とは、 <u>洗い場の湯栓（カーン）やシャワーに送る湯の温度を調節するための槽（タンク）をいう。</u> 10 この条例において「 <u>循環配管</u> 」とは、 <u>湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。</u> （構造設備の基準） 第3条 法第3条第2項及び政令第1条第1項第8号に規定する旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。	（用語の定義） 第2条 略 2 略 3 この条例において「 <u>上り用湯</u> 」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。 4 この条例において「 <u>上り用水</u> 」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。 5 略 （構造設備の基準） 第3条 法第3条第2項及び政令第1条第1項第8号に規定する旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 浴室（宿泊者が自ら給湯する構造のものを除く。）の構造設備は、次に掲げるものとする。

ア 原水、原湯、上り用水及び上り用湯として使用する水の水質は、規則で定める基準に適合していることを確認したものであること。

イ 貯湯槽は、通常の使用状態において、上部から底部に至るまで60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽水の消毒設備が備えられていること。

ウ 浴槽における原水又は原湯は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。

エ～カ 略

キ オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー還水管を直接循環配管に接続せず、回収槽は、地下埋設を避け、かつ、清掃が容易に行える位置又は構造とするとともに、別途、回収槽の水が消毒できる設備が備えられていること。

ク～サ 略

2及び3 略

（施設について講ずべき措置）

第4条 法第4条第2項の措置の基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 浴室（宿泊者が自ら給湯する構造のものを除く。）の衛生管理に関しては、次に掲げる措置を講じること。

ア 原水、原湯、上り用水及び上り用湯並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。

イ 略

ウ 定期的に貯湯槽の生物膜の状況を確認し、必要に応じて完全に排水し、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

エ及びオ 略

カ ろ過器を使用している浴槽は、1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄等して汚れを排出するとともに、ろ過器及び循環配管について適切な消毒方法で生物膜を除去し、浴槽を清掃すること。また、配管内の浴槽水は完全に排水できるよう図面等により配管の状況を正確に把握し、不要な配管を除去すること。キ 浴槽水は、アの基準に適合するよう塩素消毒等適切な方法により消毒することとし、塩素系薬剤を使用する場合にあっては、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、1リットル中0.4ミリグラム以上を保ち、かつ、1.0ミリグラムを超えないよう努めること。結合塩素のモノクロラミンの場合には、1リットル中3ミリグラム程度を保つこと。また、当該測定結果は検査の日から3年間保管すること。

ク及びケ 略

コ 集毛器は、毎日清掃及び消毒をすること。

サ シャワー、調節箱及びその他の給水、給湯設備は、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

シ 略

(1)～(3) 略

(4) 浴室（宿泊者が自ら給湯する構造のものを除く。）の構造設備は、次に掲げるものとする。

ア 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を原水、原湯、上り用水及び上り用湯として使用する場合は、規則で定める基準に適合していることを確認したものであること。イ 原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）の温度を、通常の使用状態において、上部から底部に至るまで60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽水の消毒設備が備えられていること。ウ 浴槽における原水又は原湯は、湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管（以下「循環配管」という。）に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。

エ～カ 略

キ オーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合には、回収槽は、地下埋設を避け、かつ、清掃が容易に行える位置又は構造とするとともに、別途、回収槽の水が消毒できる設備が備えられていること。

ク～サ 略

2及び3 略

（施設について講ずべき措置）

第4条 法第4条第2項の措置の基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 浴室（宿泊者が自ら給湯する構造のものを除く。）の衛生管理に関しては、次に掲げる措置を講じること。

ア 水道水以外の水を使用した原水、原湯、上り用水及び上り用湯並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。

イ 略

ウ 定期的に貯湯槽の生物膜の状況を確認し、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

エ及びオ 略

カ ろ過器を使用している浴槽は、1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄等して汚れを排出するとともに、ろ過器及び循環配管について適切な消毒方法で生物膜を除去し、浴槽を清掃すること。

キ 浴槽水は、アの基準に適合するよう塩素消毒等適切な方法により消毒することとし、塩素系薬剤を使用する場合にあっては、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、1リットル中0.2ミリグラム以上を保ち、かつ、1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定結果は検査の日から3年間保管すること。

ク及びケ 略

コ 集毛器は、毎日清掃すること。

サ 洗い場の湯栓及びシャワーへ送る調整箱は、定期的に清掃を行うこと。

シ 略

<p>ス <u>オーバーフロー水及び回収槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合には、オーバーフロー還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、別途、回収槽の水を塩素消毒等で消毒すること。</u></p> <p>セ <u>浴槽に気泡発生装置等を設置している場合は、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。また、気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。</u></p> <p>ソ 略</p> <p>タ <u>水位計配管は、定期的に適切な消毒方法で生物膜を除去すること。</u></p> <p>チ及びツ 略</p>	<p>ス 回収槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合には、回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、別途、回収槽の水を塩素消毒等で消毒すること。</p> <p>セ 浴槽に気泡発生装置等を設置している場合は、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。</p> <p>ソ 略</p> <p>タ及びチ 略</p>
--	--

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第16号

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

公衆浴場法施行条例（昭和36年長崎県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 この条例において「<u>上がり用湯</u>」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。</p> <p>6 この条例において「<u>上がり用水</u>」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。</p> <p>7 略</p> <p>8 この条例において「<u>貯湯槽</u>」とは、原湯等を貯留する槽（タンク）をいう。</p> <p>9 この条例において「<u>ろ過器</u>」とは、浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置をいう。</p> <p>10 この条例において「<u>集毛器</u>」とは、浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。</p> <p>11 この条例において「<u>調節箱</u>」とは、洗い場の湯栓（カーン）やシャワーに送る湯の温度を調節するための槽（タンク）をいう。</p> <p>12 この条例において「<u>循環配管</u>」とは、湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。</p> <p>(構造設備の基準)</p> <p>第4条 法第2条第2項に規定する公衆衛生上適当と認める公衆浴場の構造設備の基準は次のとおりとする。ただし、土地の状況その他やむを得ない事情がある場合で、公衆衛生上支障がないと知事が認めるときは、その一部を緩和できるものとする。</p> <p>(1) <u>浴室及び脱衣室は、男女を区別し、その境界には隔壁を設け、相互にかつ屋外から見通しのできない構造であること。</u></p> <p>(2) <u>浴室の天井は、適当な勾配を設ける等して、水滴が落下しないようにすること。また、浴室には、湯気抜き、</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 この条例において「<u>上り用湯</u>」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。</p> <p>6 この条例において「<u>上り用水</u>」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。</p> <p>7 略</p> <p>(構造設備の基準)</p> <p>第4条 法第2条第2項に規定する公衆衛生上適当と認める公衆浴場の構造設備の基準は次のとおりとする。ただし、土地の状況その他やむを得ない事情がある場合で、公衆衛生上支障がないと知事が認めるときは、その一部を緩和できるものとする。</p> <p>(1) <u>浴室及び脱衣室の男女別区画の壁は、高さ2メートル以上とすること。</u></p> <p>(2) <u>浴室の天井の高さは、3メートル以上とすること。</u></p>

換気扇等を設けること。

- (3) その他浴室の構造設備は、次に掲げるものとする。  
 ア 原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯として使用する水の水質は、規則で定める基準に適合していることを確認したものであること。

イ 貯湯槽は、通常の使用状態において、上部から底部に至るまで60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽水の消毒設備が備えられていること。

ウ 浴槽における原水又は原湯は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。

エ～カ 略

キ オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー還水管を直接循環配管に接続せず、回収槽は、地下埋設を避け、かつ、清掃が容易に行える位置又は構造とするとともに、別途、回収槽の水が消毒できる設備が備えられていること。

ク～サ 略

（一般公衆浴場の衛生等の措置の基準）

第5条 一般公衆浴場に係る法第3条第2項の規定による条例で定める衛生等の措置の基準は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 略

(9) 浴室には、上がり用湯等を十分に供給する流水式の設備を設けること。

(10)～(13) 略

(14) その他浴室の衛生管理に関しては、次に掲げる措置を講じること。

ア 原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。

イ 略

ウ 定期的に貯湯槽の生物膜の状況を確認し、必要に応じて完全に排水し、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

エ及びオ 略

カ ろ過器を使用している浴槽は、1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄等して汚れを排出するとともに、ろ過器及び循環配管について適切な消毒方法で生物膜を除去し、浴槽を清掃すること。また、配管内の浴槽水は完全に排水できるよう図面等により配管の状況を正確に把握し、不要な配管を除去すること。

キ 浴槽水は、アの基準に適合するよう塩素消毒等適切な方法により消毒することとし、塩素系薬剤を使用する場合にあっては、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、1リットル中0.4ミリグラム以上を保ち、かつ、1.0ミリグラムを超えないよう努めること。結合塩素のモノクロラミンの場合には、1リットル中3ミリグラム程度を保つこと。また、当該測定結果は検査の日から3年間保管すること。

ク及びケ 略

- (3) その他浴室の構造設備は、次に掲げるものとする。  
 ア 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を原水、原湯、上り用水及び上り用湯として使用する場合は、規則で定める基準に適合していることを確認したものであること。

イ 原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）の温度を、通常の使用状態において、上部から底部に至るまで60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽水の消毒設備が備えられていること。

ウ 浴槽における原水又は原湯は、湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管（以下「循環配管」という。）に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。

エ～カ 略

キ オーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合には、回収槽は、地下埋設を避け、かつ、清掃が容易に行える位置又は構造とするとともに、別途、回収槽の水が消毒できる設備が備えられていること。

ク～サ 略

（一般公衆浴場の衛生等の措置の基準）

第5条 一般公衆浴場に係る法第3条第2項の規定による条例で定める衛生等の措置の基準は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 浴室には、適当な湯気抜きを設けること。

(9) 略

(10) 浴室には、上り用湯等を十分に供給する流水式の設備を設けること。

(11)～(14) 略

(15) その他浴室の衛生管理に関しては、次に掲げる措置を講じること。

ア 水道水以外の水を使用した原水、原湯、上り用水及び上り用湯並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。

イ 略

ウ 定期的に貯湯槽の生物膜の状況を確認し、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

エ及びオ 略

カ ろ過器を使用している浴槽は、1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄等して汚れを排出するとともに、ろ過器及び循環配管について適切な消毒方法で生物膜を除去し、浴槽を清掃すること。

キ 浴槽水は、アの基準に適合するよう塩素消毒等適切な方法により消毒することとし、塩素系薬剤を使用する場合にあっては、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、1リットル中0.2ミリグラム以上を保ち、かつ、1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定結果は検査の日から3年間保管すること。

ク及びケ 略

<p>コ 集毛器は、毎日清掃及び消毒をすること。</p> <p>サ シャワー、調節箱及び<u>その他の給水、給湯設備は、定期的に清掃及び消毒を行うこと。</u></p> <p>シ 略</p> <p>ス <u>オーバーフロー水及び回収槽の水を浴用に供しないこと。</u>ただし、これにより難い場合には、<u>オーバーフロー還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、別途、回収槽の水を塩素消毒等で消毒すること。</u></p> <p>セ 浴槽に気泡発生装置等を設置している場合は、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。<u>また、気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。</u></p> <p>ソ 略</p> <p>タ <u>水位計配管は、定期的に適切な消毒方法で生物膜を除去すること。</u></p> <p>チ及びツ 略</p> <p>2 略 (その他の公衆浴場の衛生等の措置の基準)</p> <p>第6条 その他の公衆浴場に係る法第3条第2項の規定による条例で定める衛生等の措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第2条第2項第2号に該当する施設 前条第1項各号(第1号から第4号まで及び第14号<u>オ</u>を除く。)に掲げる基準を準用するほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>コ 集毛器は、毎日清掃すること。</p> <p>サ 洗い場の湯栓及びシャワーへ送る調整箱は、定期的に清掃を行うこと。</p> <p>シ 略</p> <p>ス 回収槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合には、回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、別途、回収槽の水を塩素消毒等で消毒すること。</p> <p>セ 浴槽に気泡発生装置等を設置している場合は、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。</p> <p>ソ 略</p> <p>タ及びチ 略</p> <p>2 略 (その他の公衆浴場の衛生等の措置の基準)</p> <p>第6条 その他の公衆浴場に係る法第3条第2項の規定による条例で定める衛生等の措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第2条第2項第2号に該当する施設 前条第1項各号(第1号から第4号まで及び第15号<u>オ</u>を除く。)に掲げる基準を準用するほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(3) 略</p>
--	--

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

長崎県食品衛生に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第17号

長崎県食品衛生に関する条例の一部を改正する条例

長崎県食品衛生に関する条例（平成12年長崎県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第51条及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第8条第1項に規定する基準を定めるとともに、法第51条に基づき政令第35条で規定する業種以外の営業その他必要な事項について定めることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって県民の健康の保護を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第50条第2項及び第51条並びに食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第8条第1項に規定する基準を定めるとともに、法第51条に基づき政令第35条で規定する業種以外の営業その他必要な事項について定めることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって県民の健康の保護を図ることを目的とする。</p> <p><u>(管理運営基準)</u></p> <p>第2条 法第50条第2項に規定する営業の施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関する基準（以下「管理運営基準」という。）は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、食品の自動販売機による営業（飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業及び冰雪製造業に限る。）に係る管理運営基準は、別表第2のとおりとする。</p> <p>3 知事は、前2項の規定に基づく管理運営基準について、特別の事情により、公衆衛生上支障がないと認めるときは、</p>

(施設の基準)

第2条 法第51条に規定する営業の施設についての基準のうち、すべての業種に共通の基準は別表第1のとおりとし、業種別の基準は別表第2のとおりとする。

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、食品の自動販売機による営業（飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業及び氷雪製造業に限る。）の施設についての基準は、別表第3のとおりとする。

4 知事は、前3項の規定に基づく施設の基準について、特別の事情により、公衆衛生上支障がないと認めるときは、これを緩和することができる。

(営業許可)

第3条 略

2 略

3 第1項の場合において、知事は、その営業の施設について次条に定める基準に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。ただし、その営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 法第55条若しくは第56条又はこの条例第7条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

(3) 略

4 略

(営業の施設及び容器の基準)

第4条 前条第1項に規定する営業（同項第2号に掲げるものを除く。）の施設が満たすべき基準については、第2条第1項の規定を準用する。ただし、業種別の基準については、製造場に、必要に応じ製造室、原料保管設備及び製品保管設備を設け、それぞれ一定の区画がしてあることとする。

2 略

3 第2条第4項の規定は、前2項の規定に基づく基準について準用する。

(営業の承継)

第5条 第3条第1項の許可を受けた者（以下「条例許可営業業者」という。）について相続、合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、条例許可営業業者の地位を承継する。

2 略

(営業の制限)

第6条 略

(許可の取消等)

第7条 知事は、条例許可営業業者が第3条第4項の規定により許可に付した条件又は第4条に規定する基準に違反した場合においては、その者に対し、当該条件に従うこと若しくはその施設及び容器の整備改善を命じ、又は第3条第1項の許可を取り消し、若しくは営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

2 知事は、無店舗魚介類販売業を営む者が前条の規定に違反した場合においては、その者に対し、同条に規定する営業の制限に従うことを命じ、又は第3条第1項の許可を取り消し、若しくは営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

これを緩和することができる。

(施設の基準)

第3条 法第51条に規定する営業の施設についての基準のうち、すべての業種に共通の基準は別表第3のとおりとし、業種別の基準は別表第4のとおりとする。

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、食品の自動販売機による営業（飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業及び氷雪製造業に限る。）の施設についての基準は、別表第5のとおりとする。

4 前条第3項の規定は、前3項の規定に基づく基準について準用する。

(営業許可)

第4条 略

2 略

3 第1項の場合において、知事は、その営業の施設について第5条に定める基準に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。ただし、その営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 法第55条、第56条又はこの条例第8条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

(3) 略

4 略

(営業の施設及び容器の基準)

第5条 前条第1項に規定する営業（同項第2号に掲げるものを除く。）の施設が満たすべき基準については、第3条第1項の規定を準用する。ただし、業種別の基準については、製造場に、必要に応じ製造室、原料保管設備及び製品保管設備を設け、それぞれ一定の区画がしてあることとする。

2 略

3 第2条第3項の規定は、前2項の規定に基づく基準について準用する。

(営業の承継)

第6条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「条例許可営業業者」という。）について相続、合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、条例許可営業業者の地位を承継する。

2 略

(営業の制限)

第7条 略

(許可の取消等)

第8条 知事は、条例許可営業業者が第4条第4項の規定により許可に付した条件又は第5条に規定する基準に違反した場合においては、その者に対し、当該条件に従うこと若しくはその施設及び容器の整備改善を命じ、又は第4条第1項の許可を取り消し、若しくは営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

2 知事は、無店舗魚介類販売業を営む者が前条の規定に違反した場合においては、その者に対し、同条に規定する営業の制限に従うことを命じ、又は第4条第1項の許可を取り消し、若しくは営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

第8条及び第9条 略

(手数料)

第10条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、次に掲げる県の事務については、手数料を徴収する。

- (1) 略
- (2) 第3条第1項の許可の申請に対する審査
- (3) 略

2 前項の規定による手数料の額は、同項第1号に掲げる事務については政令第35条各号に規定する営業の種類ごとに別表第4金額の欄に掲げる金額とし、前項第2号に掲げる事務については第3条第1項各号に規定する営業の種類ごとに別表第5金額の欄に掲げる金額とし、前項第3号に掲げる事務については長崎県環境保健研究センター条例(平成18年長崎県条例第65号)に規定する手数料の例によるものとする。

3及び4 略

(罰則)

第11条 第3条第1項の許可を受けないで同項各号に掲げる営業を営んだ者については、5万円以下の罰金又は料金を科する。

第12条 第7条の規定による処分に違反して営業を行った者については、2万円以下の罰金又は料金を科する。

第13条 略

(両罰規定)

第14条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第11条又は第12条に規定する行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人についても、各本条の刑を科する。

(委任)

第15条 略

第9条及び第10条 略

(手数料)

第11条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、次に掲げる県の事務については、手数料を徴収する。

- (1) 略
- (2) 第4条第1項の許可の申請に対する審査
- (3) 略

2 前項の規定による手数料の額は、同項第1号に掲げる事務については政令第35条各号に規定する営業の種類ごとに別表第6金額の欄に掲げる金額とし、前項第2号に掲げる事務については第4条第1項各号に規定する営業の種類ごとに別表第7金額の欄に掲げる金額とし、前項第3号に掲げる事務については長崎県環境保健研究センター条例(平成18年長崎県条例第65号)に規定する手数料の例によるものとする。

3及び4 略

(罰則)

第12条 第4条第1項の許可を受けないで同項各号に掲げる営業を営んだ者については、5万円以下の罰金又は料金を科する。

第13条 第8条の規定による処分に違反して営業を行った者については、2万円以下の罰金又は料金を科する。

第14条 略

(両罰規定)

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第12条又は第13条に規定する行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人についても、各本条の刑を科する。

(委任)

第16条 略

別表第1 管理運営基準(第2条関係)

食品等事業者が実施すべき管理運営基準は、危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の基準又は危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合の基準のいずれかとする。

危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の基準(以下「HACCP導入型基準」という。)

1 食品取扱施設等における衛生管理

(1) 一般的事項

ア 日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。

イ 施設、設備及び機械器具類の構造及び材質並びに取り扱う食品の特性を考慮し、適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定め、必要に応じ、手順書を作成すること。

ウ イの手順書の作成に当たっては、清掃、洗浄及び消毒の手順について、清掃又は洗浄を行う場所、機械器具、作業責任者、清掃又は洗浄の方法及び頻度、確認方法等必要な事項を記載することとし、必要に応じ、専門家の意見を聴くこと。

エ イに規定する清掃、洗浄及び消毒の方法が適切かつ有効であるか、必要に応じて評価すること。

オ 施設、設備、人的能力等に応じた食品の取扱い及び適切な受注管理を行うこと。

(2) 施設の衛生管理

ア 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、施設の稼働中は常に衛生上支障のないように維持すること。

イ 製造、加工、処理、調理、保管、販売等を行う場所(以下「作業場」という。)には、不必要な物品等を置かないこと。

ウ 施設の内壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。

- エ 施設内の採光、照明及び換気を十分に行うとともに、必要に応じ、適切な温度及び湿度の管理を行うこと。
- オ 施設の窓及び出入口は、開放しないこと。ただし、やむを得ず、開放する場合は、じんあい、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。
- カ 排水溝は、排水がよく行われるよう、廃棄物の流出を防ぎ、かつ、清掃及び補修を行うこと。
- キ 便所は、常に清潔に保ち、定期的に清掃及び消毒を行うこと。
- ク 作業場内に動物を入れないこと。
- (3) 食品取扱設備等の衛生管理
- ア 機械器具類は、その目的に応じて使用すること。
- イ 機械器具類及び分解した機械器具類の部品は、金属片、不潔異物、化学物質等の食品への混入を防止するため、洗浄及び消毒を行い、所定の場所に衛生的に保管すること。
- ウ 機械器具類は、常に点検し、故障又は破損等があるときは、速やかに補修し、常に適正に使用することができるよう、整備しておくこと。
- エ 機械器具類及びその部品の洗浄及び消毒のため洗剤及び消毒剤等の薬剤を使用する場合は、適正な薬剤を適正な濃度及び方法で使用すること。
- オ 温度計、圧力計、流量計等の計器類及び滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置は、定期的に点検し、その結果を記録すること。
- カ 食品に直接接触する機械器具類は、汚染の都度及び作業終了後十分洗浄し、かつ、熱湯、蒸気、消毒剤等で消毒又は殺菌をすること。
- キ 洗浄剤、消毒剤その他化学物質は、食品への混入を防止するため、使用、保管等の取扱いに十分注意するとともに、必要に応じ、容器に内容物の名称を表示すること。
- ク 施設、設備等の清掃用器材は、使用の都度洗浄し、乾燥させ、専用の場所に保管すること。
- ケ 手洗設備は、手指の洗浄及び乾燥が適切にできるような水を十分供給し、手洗いに適切な石けん、爪ブラシ、ペーパータオル、消毒剤等を備え、常に使用できる状態に保つこと。
- コ 洗浄設備は、常に清潔に保つこと。
- サ 食品の放射線照射業にあつては、1日1回以上化学線量計を用いて線量を確認し、その結果の記録を2年間保存すること。
- (4) ねずみ、昆虫等対策
- ア 施設及びその周囲は、維持管理を適切に行うことにより常に良好な状態に保ち、ねずみ、昆虫等（以下「ねずみ等」という。）の繁殖場所を排除するとともに、窓、ドア、吸排気口の網戸、トラップ、排水溝の蓋等の設置により、ねずみ等の施設内への侵入を防止すること。
- イ ねずみ等の駆除作業を年2回以上実施し、その実施記録を1年間保存すること。ただし、建築物において考えられる有効かつ適切な技術の組合せ及びねずみ等の生息調査を踏まえ対策を講ずる等により確実にその目的が達成できる方法であれば、その施設の状況に応じた方法及び頻度で実施することとしても差し支えない。なお、ねずみ等の発生を認めるときは、食品に影響を及ぼさないように直ちに駆除すること。
- ウ 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、食品を汚染しないようその取扱いに十分注意すること。
- エ 原材料、製品、包装資材等は、ねずみ等による汚染

- 防止のため、容器等に入れるとともに、床から離すなどして衛生的に保管することとし、一度開封したものについては、蓋付きの容器に入れる等の汚染防止対策を講じて保管すること。
- (5) 廃棄物及び排水の取扱い
- ア 廃棄物の保管及びその廃棄の方法について、手順書を作成すること。
- イ 廃棄物の容器は、他の容器と明確に区別できるようにし、汚液又は汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。
- ウ 廃棄物は、作業に支障のない限り、食品の取扱い又は保管の区域（隣接する区域を含む。）に保管しないこと。
- エ 廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないよう、適切に管理すること。
- オ 廃棄物及び排水の処理は、適切に行うこと。
- (6) 使用水等の管理
- ア 施設においては、飲用に適した水（以下「飲用適の水」という。）を使用すること。ただし、次に掲げる場合で、使用する水が食品に直接接触する水に混入しないようにするときは、この限りでない。
- (ア) 暖房用蒸気、防火用水その他の食品製造に直接関係しない目的で使用するとき。
- (イ) 冷却又は食品の安全に影響を及ぼさない工程において清浄海水等を使用するとき。
- イ 水道水以外の水を使用する場合は、年1回以上（不慮の災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合は、その都度）水質検査を行い、その成績書を1年間以上（取り扱う食品等の賞味期限を考慮した流通期間が1年以上の場合にあっては、当該期間）保存すること。
- ウ イの水質検査の結果、飲用に適さないことが明らかとなったときは、直ちに使用を中止し、保健所長の指示を受け、適切な措置を講ずること。
- エ 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、衛生的に管理すること。
- オ 水道水以外の水を使用する場合で、滅菌装置又は浄水装置を設置したときは、これらの装置が正常に作動しているかを定期的に確認し、その結果を記録すること。
- カ 氷は、適切に管理された給水設備によって供給された飲用適の水からつくることとともに、これを衛生的に取り扱い、貯蔵すること。
- キ 使用した水を再利用する場合は、食品の安全性に影響しないよう、必要な処理を行い、その処理工程を適切に管理すること。
- (7) 食品衛生責任者の設置
- ア 営業者（法第48条の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。）は、施設又はその部門ごとに、食品等を取り扱う者（以下「食品等取扱者」という。）及び関係者のうちから食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を定め、その氏名を施設内の見やすい箇所に掲示すること。
- イ 食品衛生責任者は、保健所長が指示する食品衛生講習会を定期的に受講し、常に食品衛生に関する最新の知見の習得に努めること。
- ウ 食品衛生責任者は、営業者の指示に従い、衛生管理にあたること。
- エ 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生を防止するため、施設の衛生管理の方法及び食品衛生に関する

る事項について必要な注意を行うとともに、営業者に対して意見を述べるよう努めること。

オ 営業者は、エの規定による食品衛生責任者の意見を尊重すること。

(8) 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する班の編成

危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。）を用いて衛生管理を実施する場合は、法第48条の規定に基づく食品衛生管理者、食品衛生責任者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成すること。なお、危害分析・重要管理点方式に関する専門的な知識及び助言は、関係団体、行政機関及び出版物等から得ることができる。

(9) 製品説明書及び製造工程一覧図の作成

ア 製品について、原材料等の組成、物理的・化学的性質（水分活性、pH等）、殺菌・静菌処理（加熱処理、凍結、加塩、くん煙等）、包装、保存性、保管条件及び流通方法等の安全性に関する必要な事項を記載した製品説明書を作成すること。また、製品説明書には想定する使用方法や消費者層等を記述すること。

イ 製品の全ての製造工程が記載された製造工程一覧図を作成すること。

ウ 製造工程一覧図について、実際の製造工程及び施設設備の配置に照らし合わせて適切か否かの確認を行い、適切でない場合には、製造工程一覧図の修正を行うこと。

(10) 食品等の取扱い

次の方法により食品の製造工程における全ての潜在的な危害の原因となる物質を列挙し、危害分析を実施して特定された危害の原因となる物質を管理すること。

ア 製造工程ごとに発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質のリスト（以下「危害要因リスト」という。）を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性及び(9)アの製品の特性等を考慮し、各製造工程における食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。

イ アで特定された食品衛生上の危害の原因となる物質について、危害が発生するおそれのある工程ごとに、当該食品衛生上の危害の原因となる物質及び当該危害の発生を防止するための措置（以下「管理措置」という。）を検討し、危害要因リストに記載すること。

ウ 危害要因リストにおいて特定された危害の原因となる物質による危害の発生を防止するため、製造工程のうち、当該工程に係る管理措置の実施状況の連続的又は相当の頻度の確認（以下「モニタリング」という。）を必要とするもの（以下「重要管理点」という。）を定めるとともに、重要管理点を定めない場合には、その理由を記載した文書を作成すること。また、同一の危害の原因となる物質を管理するための重要管理点は、複数存在する可能性があることに配慮すること。なお、重要管理点の設定に当たっては、定めようとする重要管理点における管理措置が、危害の原因となる物質を十分に管理できない場合は、当該重要管理点又はその前後の工程において適切な管理措置が設定できるよう、製品又は製造工程を見直すこと。

エ 個々の重要管理点について、危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低減し、又は排除するための基準（以下「管理基準」という。）を設定すること。管

- 理基準は、危害の原因となる物質に係る許容の可否を判断する基準であり、温度、時間、水分含量、pH、水分活性、有効塩素等のほか、測定できる指標又は外観及び食感のような官能的指標であること。
- オ 管理基準の遵守状況の確認及び管理基準が遵守されていない製造工程を経た製品の出荷の防止をするためのモニタリングの方法を設定し、十分な頻度で実施すること。また、モニタリングの方法に関する全ての記録は、モニタリングを実施した担当者及び責任者による署名を行うこと。
- カ モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置（以下「改善措置」という。）を、重要管理点において設定し、適切に実施すること。また、改善措置には、管理基準の不遵守により影響を受けた製品の適切な処理を含むこと。
- キ 製品の危害分析・重要管理点方式につき、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、十分な頻度で検証を行うこと。
- (11) 管理運営要領の作成
- ア 施設及び食品等の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、食品等取扱者及び関係者に周知徹底すること。
- イ 定期的に拭き取り検査等を実施し、施設の衛生状態を確認することにより、アで作成した管理運営要領の効果を検証し、必要に応じ、その内容を見直すこと。
- (12) 記録の作成及び保存
- ア (10)ア及びイの危害分析、(10)ウの重要管理点の決定及び(10)エの管理基準の決定について、記録を作成し、保存すること。
- イ (10)オのモニタリング、(10)カの改善措置及び(10)キの検証について、記録を作成し、保存すること。
- ウ 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品等に係る仕入年月日、仕入元、製造又は加工等の状態、出荷又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。
- エ アからウまでの記録の保存期間は、取り扱う食品等の消費期限又は賞味期限等の流通の実態に応じて合理的な期間を設定すること。
- オ 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、保健所から要請があった場合は、アからウまでの記録を提出すること。
- (13) 回収及び廃棄
- ア 販売食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止するため、問題となった製品を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法及び保健所等への報告等の手順を定めること。
- イ 販売食品等に起因する食品衛生上の危害が発生した場合は、次に掲げる措置を講ずること。
- (ア) 当該製品等を回収し、保健所等への報告等を行うこと。
- (イ) 回収された製品は、通常の製品と明確に区別して保管し、保健所の指示に従って適切に廃棄その他の必要な措置を講ずること。
- ウ 回収等を行う際は、必要に応じ、消費者への注意喚起等のため、当該回収等に関する情報を公表するよう努めること。
- (14) 検食の実施
- ア 旅館、弁当屋、仕出し屋等で、多人数の飲食に供す

る場合にあつては、規則で定める基準に基づき検食を保存すること。

イ アに規定する場合にあつては、製品の配送先、配送時刻及び配送量を記録し、保存すること。

(15) 情報の提供

ア 消費者等に対し、販売食品等についての安全性に関する情報提供に努めること。

イ 製造、加工又は輸入した食品等に関する消費者からの健康被害（当該症状が製造、加工又は輸入した食品等に起因し、又はその疑いがあると医師により診断されたものをいう。）及び法に違反する食品等に関する情報について、保健所等へ速やかに報告すること。

ウ 消費者等から、製造、加工又は輸入した食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情であつて、健康被害につながるおそれがないものを受けた場合は、保健所等へ速やかに報告すること。

2 食品等取扱者等に係る衛生管理

ア 食品衛生上必要な健康状態の把握のため、食品等取扱者に対して健康診断を受診させること。

イ 保健所長から検便を受けるべき旨の指示があつたときは、食品等取扱者に検便を受けさせること。

ウ 飲食物を介して感染するおそれのある疾病にかかっていることが疑われる症状を呈している食品等取扱者については、その旨を営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者（以下「営業者等」という。）に報告させ、食品の取扱作業に従事させないようにするとともに、必要に応じ、医師の診断を受けさせること。

エ 食品等取扱者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第18条第1項に規定する感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明した場合は、同条第2項に基づき、食品に直接触れる作業に従事させないこと。

オ 食品等取扱者は、作業場内では衛生的な作業着及び専用の履物を使用し、必要に応じてマスク及び帽子等を着用することとし、食品への異物混入又は汚染の防止のため、営業上不必要な指輪等の装飾品、腕時計、安全ピン等を作業場内に持ち込まないこと。

カ 食品等取扱者は、食肉等に直接触れる場合にあつては、繊維製品その他洗浄及び消毒又は殺菌を行うことが困難な材質の手袋を原則として使用しないこと。

キ 食品等取扱者は、常に爪を短く切り、清潔にするとともに、作業前、用便直後及び生鮮の原材料、汚染された材料等を取り扱った後は、必ず十分に手指の洗浄及び消毒を行い、使い捨て手袋を使用する場合には交換を行うこと。

ク 食品等取扱者は、施設内においては、所定の場所以外で着替え、喫煙、放たん、飲食その他の食品衛生上の危害が発生するおそれのある行為をしないこと。

ケ 食品等取扱者は、食品の取扱作業中に次に掲げる行為を慎むこと。

(ア) 手又は食品を取り扱う器具で髪、鼻、口又は耳に触れること。

(イ) 防護されていない食品の上でくしゃみ又はせきをする事。

コ 食品等取扱者以外の者が施設に立ち入る場合は、必要に応じ、適切な場所で清潔な専用衣への着替え、手洗い等の衛生的な措置を講じさせるとともに、本項の食品等取扱者等に係る衛生管理の規定に従わせること。

3 食品等取扱者等に対する衛生教育等

- ア 営業者等は、製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるよう、食品等取扱者及び関係者に対し、食品等の衛生的な取扱方法、食品等の汚染防止の方法等食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施すること。
- イ アに規定する衛生教育には、上記1の項に示す各種手順等（1の項(1)イ及びウ、(5)ア、(10)、(11)並びに(13)ア）に関する事項を含むものとする。
- ウ 特に、洗浄剤等の化学物質を取り扱う者に対しては、その安全な取扱いについての教育訓練を実施すること。
- エ 衛生教育等の効果について定期的に評価し、必要に応じ、その内容を見直すこと。
- 4 運搬に係る衛生管理
- ア 食品の運搬に用いる車両、コンテナ等（以下「車両等」という。）は、食品及び容器包装を汚染するものであってはならないこと及び容易に洗浄及び消毒ができる構造のものを使用し、常に清潔にし、補修を行うこと等により適切な状態を維持すること。
- イ 食品と食品以外の貨物を混載する場合には、食品以外の貨物からの汚染を防止するため、必要に応じ、食品を適切な容器に入れる等の措置を講じ、食品以外の貨物と区分すること。
- ウ 運搬中の食品がじんあい、有毒ガス等に汚染されないよう管理すること。
- エ 品目が異なる食品又は食品以外の貨物の運搬に使用した車両等を使用する場合は、効果的な方法により洗浄し、必要に応じ、消毒を行うこと。
- オ バルク輸送の場合は、必要に応じ、食品専用の車両等を使用すること。この場合において、当該車両等は食品専用であることを明示すること。
- カ 運搬中の温度、湿度その他の状態の管理に注意すること。
- キ 食品の配送に当たっては、次に掲げる事項を考慮すること。
- (ア) 配送に要する時間が長時間に及ばないように配送ルート等に留意すること。
- (イ) 弁当等にあつては、摂食の予定時間を考慮した配送をする等適切な出荷時間に注意すること。
- 5 販売に係る衛生管理
- ア 販売量を見込んだ仕入れを行う等、適正な販売を行うこと。
- イ やむを得ない場合を除き、直射日光を避け、適切な温度の管理をする等衛生管理に注意すること。
- 危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合の基準（以下「従来型基準」という。）
- 1 食品取扱施設等における衛生管理
- (1) 一般的事項  
H A C C P 導入型基準の表1の項(1)に規定する基準に同じ。
- (2) 施設の衛生管理  
H A C C P 導入型基準の表1の項(2)に規定する基準に同じ。
- (3) 食品取扱設備等の衛生管理  
H A C C P 導入型基準の表1の項(3)に規定する基準に同じ。
- (4) ねずみ、昆虫等対策  
H A C C P 導入型基準の表1の項(4)に規定する基準に同じ。
- (5) 廃棄物及び排水の取扱い  
H A C C P 導入型基準の表1の項(5)に規定する基準に同じ。

## (6) 食品等の取扱い

- ア 原材料等の仕入れに当たっては、適切な管理が行われたものを仕入れ、衛生上の観点から、品質及び鮮度並びにその表示等について点検し、その状況を記録し、保存するよう努めること。
- イ 原材料として使用する食品は、適切なものを選択し、必要に応じて前処理を行った後、加工に供するとともに、当該食品に適した状態及び方法で衛生的に保存すること。
- ウ 冷蔵庫（冷蔵室を含む。）又は冷凍庫（冷凍室を含む。）に食品を保存する場合は、相互汚染が生じないように区分すること。
- エ 添加物を使用する場合は、正確な秤量、適正な使用並びに記録の作成及び保存に努めること。
- オ 食品を製造し、加工し、又は調理する場合には、病原微生物その他の微生物（人体に危害を及ぼすおそれのない微生物を除く。）及びそれらの毒素が、完全に、又は安全な量まで死滅され、又は除去されるまで行うこと。
- カ 食品は、当該食品の特性（水分活性、水素イオン濃度及び微生物による汚染状況をいう。）、消費期限又は賞味期限、製造又は加工の方法、包装形態、使用方法等に応じて冷蔵保存する等、製造、調理、保管、運搬、販売等の各過程において、時間及び温度の管理に十分配慮して衛生的に取り扱うこと。
- キ 特に食品衛生に影響があると考えられる冷却、加熱、乾燥、添加物の使用、真空調理又はガス置換包装、放射線照射等工程の管理に十分に配慮すること。
- ク 食品間の相互汚染を防止するため、次に掲げる事項に配慮すること。
- (ア) 未加熱又は未加工の原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。
- (イ) 製造、加工又は調理を行う区画へそれぞれの作業を行う食品取扱者以外の者が立ち入ることのないようにすること（食品等の汚染のおそれがない場合は除く。）とし、当該区画へ立ち入る際は、必要に応じ、更衣室等を経由し、衛生的な作業着及び履物への交換、手洗い等を行うこと。
- (ウ) 食肉等の未加熱食品を取り扱った設備、機械器具類等は、別の食品を取り扱う前に、必要な洗浄及び消毒を行うこと。
- ケ 原材料は、使用期限等に応じ、先入れ、先出し等適切な順序で使用されるように保管すること。
- コ 器具及び容器包装は、製品を汚染及び損傷から保護することができ、かつ、適切な表示が行えるものを使用することとし、再使用が可能な器具又は容器包装を用いる場合にあっては、洗浄及び消毒が容易なものを用いること。
- サ 食品、添加物、器具又は容器包装（以下「食品等」という。）の製造又は加工に当たっては、次に掲げる事項の実施に努めること。
- (ア) 原材料及び製品への金属、ガラス、じん埃、洗浄剤、機械油等の化学物質等の異物の混入を防止するための措置を講じ、必要に応じて検査すること。
- (イ) 原材料、製品及び容器包装をロットごとに管理し、記録すること。
- (ウ) 製品ごとにその特性、製造及び加工の手順、原材料等について記載した製品説明書を作成し、保存すること。
- (エ) 原材料として使用していないアレルギー物質が製

- 造工程において混入しないよう措置を講ずること。
- シ 製造し、又は加工した製品について定期的に衛生検査を行い、その結果の記録を1年間保存すること。
- ス おう吐物等により汚染された可能性のある食品は、廃棄すること。
- セ 施設においておう吐した場合には、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること。
- (7) 使用水等の管理  
H A C C P 導入型基準の表1の項(6)に規定する基準に同じ。
- 2 食品衛生責任者の設置  
H A C C P 導入型基準の表1の項(7)に規定する基準に同じ。
- 3 記録の作成及び保存
- ア 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品等に係る仕入年月日、仕入元、製造又は加工等の状態、出荷又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。
- イ アの記録の保存期間は、取り扱う食品等の消費期限又は賞味期限等の流通の実態に応じて合理的な期間を設定すること。
- ウ 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、保健所から要請があった場合は、アの記録を提出すること。
- 4 回収及び廃棄  
H A C C P 導入型基準の表1の項(13)に規定する基準に同じ。
- 5 管理運営要領の作成  
H A C C P 導入型基準の表1の項(11)に規定する基準に同じ。
- 6 検食の実施  
H A C C P 導入型基準の表1の項(14)に規定する基準に同じ。
- 7 情報の提供  
H A C C P 導入型基準の表1の項(15)に規定する基準に同じ。
- 8 食品等取扱者等に係る衛生管理  
H A C C P 導入型基準の表2の項に規定する基準に同じ。
- 9 食品等取扱者等に対する衛生教育等
- ア 営業者等は、製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるよう、食品等取扱者及び関係者に対し、食品等の衛生的な取扱方法、食品等の汚染防止の方法、適正な手洗いの方法、健康管理等食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施すること。
- イ アに規定する衛生教育には、上記に示す各種手順等(H A C C P 導入型基準の表1の項(1)イ及びウ、(5)ア、(11)並びに(13)ア並びに従来型基準の表1の項(6)カ及びセ)に関する事項を含むものとする。
- ウ 特に洗剤等の化学物質を取り扱う者に対しては、その安全な取扱いについての教育訓練を実施すること。
- エ 衛生教育等の効果について定期的に評価し、必要に応じ、その内容を見直すこと。
- 10 運搬に係る衛生管理  
H A C C P 導入型基準の表4の項に規定する基準に同じ。
- 11 販売に係る衛生管理  
H A C C P 導入型基準の表5の項に規定する基準に同じ。
- 別表第2 自動販売機に係る管理運営基準(第2条関係)
- 1 設置場所の管理
- ア 定期的に清掃を行い、常に清潔で衛生的に保つようにすること。

- イ 不必要な物品を置かないこと。
  - ウ 照明、換気等は、適正に行うこと。
  - エ 壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。
  - オ 年に1回以上ねずみ、昆虫等の駆除を行い、その記録を当該駆除を行った日から1年間保存すること。
- 2 自動販売機の管理
- ア 自動販売機は、定期的に点検し、正常に作動するよう整備しておくこと。
  - イ 故障、破損等があった場合は、速やかに補修すること。
  - ウ 定期的に清掃を行い、常に清潔で衛生的に保つようにすること。
  - エ 食品に直接接触する部分は、分解、循環方式等により、毎日洗浄及び消毒を行い、常に清潔で衛生的に保つこと。
  - オ 洗浄及び殺菌を行う場合には、適正な洗剤及び殺菌剤を適正な方法で使用し、使用後はそれらが残存することのないように十分に水洗いすること。
  - カ 食品（容器包装詰加圧加熱殺菌食品並びにこれ以外の缶詰食品及び瓶詰食品を除く。）を冷凍、冷蔵及び温蔵して販売する自動販売機にあっては、所定の温度（冷凍するものにあつては摂氏零下15度以下、冷蔵するものにあつては摂氏10度以下、温蔵するものにあつては摂氏63度以上をいう。以下同じ。）が保たれていることの点検を1日1回以上行うこと。
  - キ 食品衛生法上必要な表示事項が自動販売機の外部から容易に識別できるように管理すること。
  - ク ストロー、紙コップ、はし等飲食の用に供される器具の保管管理は、常に清潔で衛生的に行うこと。
- 3 給水
- ア 水道水以外の水を使用する場合は、飲用適の水を使用し、年に1回以上水質検査を行い、水質の安全性を保持すること。
  - イ 水質検査の結果、飲用に適さないことが明らかとなったときは、直ちに保健所長の指示を受け、適切な措置を講ずること。
  - ウ カートリッジ式給水タンク（自動販売機に水を供給するために装置される容器であつて、取り外すことができるものをいう。）を使用する自動販売機にあっては、当該タンクにより供給される水が飲用適であるようタンクを清潔に保持すること。
  - エ 殺菌装置又は細菌ろ過装置を備えた自動販売機にあっては、常にその装置が正常に作動していることを確認すること。
- 4 廃棄物処理
- ア 廃棄物等は、定期的に処理すること。
  - イ 自動販売機内に廃棄物容器を備えたものにあつては、廃棄物を廃棄する都度容器を洗浄すること。
  - ウ 自動販売機外の廃棄物容器は、十分洗浄するとともに、汚液、汚臭等が漏れないようにすること。
  - エ 廃水貯留槽等は、十分洗浄し、衛生的に保つこと。
- 5 食品の取扱い
- ア 収納されている食品については、定期的に点検管理を行うこと。
  - イ 冷凍、冷蔵又は温蔵して販売する食品（容器包装詰加圧加熱殺菌食品並びにこれ以外の缶詰食品及び瓶詰食品を除く。）の取扱いは、次により行うこと。
    - (ア) 食品の収納に当たっては、食品を収納する部分の温度が所定の温度になった後に収納すること。
    - (イ) 食品を収納する部分が所定の温度を保てなくなった場合にあつては、当該自動販売機に収納されている食品は、再度販売に供しないこと。

- ウ 弁当（容器包装詰加圧加熱殺菌したもの及びこれ以外の缶詰又は瓶詰にしたもの並びに冷凍したものを除く。以下同じ。）の取扱いは、次により行うこと。
  - (ア) 冷蔵又は温蔵して販売すること。
  - (イ) 自動販売機への追加収納は行わないこと。
  - (ウ) 自動販売機への収納又は回収を行うに当たっては、その品名、数量、期限表示、製造者の住所及び氏名（法人にあってはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）、収納又は回収の日時並びに当該回収食品の措置の内容をその都度記録し、その記録を当該収納又は回収の日から3月間保存すること。
  - (エ) 自動販売機への収納は、製造後速やかに行うこと。
  - (オ) 自動販売機に収納するまでの運搬は、直射日光の遮断効果及び防じん効果のある自動車等を用いること。
  - (カ) 自動販売機に収納する弁当には、自動販売機専用である旨表示すること。
  - (キ) 自動販売機に収納する弁当の期限表示には、時間まで表示すること。

6 従事者の衛生管理

- ア 営業者は、従事者について、食品衛生上必要な健康状態の把握のため健康診断を受診させること。
- イ 営業者は、保健所長から指示があったときは、従事者に検便を受けさせること。
- ウ 営業者は、従事者が感染症法第18条第1項に規定する感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明した場合は、同条第2項に基づき、食品に直接接触する作業に従事させないこと。
- エ 営業者は、従事者に対し、食品を取り扱う際に作業中清潔な外衣を着用させること等、衛生上支障が生じないように指導すること。

7 食品衛生責任者

- ア 営業者は、自動販売機の設置場所ごとに、従事者のうちから食品衛生責任者を定め、その氏名及び所在地を各自動販売機の見やすい位置に表示すること。
- イ 食品衛生責任者は、営業者の指示に従い、衛生管理にあたること。
- ウ 営業者は、保健所長が指示する食品衛生講習会に食品衛生責任者を出席させ、衛生知識の向上に努めること。

別表第1 営業施設の共通基準（第2条、第4条関係） 略

別表第2 営業施設の業種別基準（第2条関係）

- 1～14 略
- 15 魚介類競り売り営業 略
- 16 魚肉練り製品製造業 略
- 17～25 略
- 26 しょうゆ製造業 略
- 27～30 略
- 31 麺類製造業 略
- 32～34 略

別表第3 自動販売機による営業の施設の基準（第2条関係） 略

別表第4（第10条関係）

番号	手数料の名称	区分	単位	金額
1～14	略			
15	魚介類競り売り営業許可申請手数料	略		

別表第3 営業施設の共通基準（第3条、第5条関係） 略

別表第4 営業施設の業種別基準（第3条関係）

- 1～14 略
- 15 魚介類せり売営業 略
- 16 魚肉ねり製品製造業 略
- 17～25 略
- 26 醤油製造業 略
- 27～30 略
- 31 めん類製造業 略
- 32～34 略

別表第5 自動販売機による営業の施設の基準（第3条関係） 略

別表第6（第11条関係）

番号	手数料の名称	区分	単位	金額
1～14	略			
15	魚介類せり売営業許可申請手数料	略		

16	魚肉練り製品製造業許可申請手数料	略
17～25 略		
26	しょうゆ製造業許可申請手数料	略
27～30 略		
31	麺類製造業許可申請手数料	略
32～34 略		

別表第5（第10条関係） 略

16	魚肉ねり製品製造業許可申請手数料	略
17～25 略		
26	醤油製造業許可申請手数料	略
27～30 略		
31	めん類製造業許可申請手数料	略
32～34 略		

別表第7（第11条関係） 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正前の第2条に規定する基準は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第5条に規定する基準として、施行日から起算して1年間は、なおその効力を有する。

長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第18号

長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年長崎県条例第34号）の一部を次のように改正する。次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（登録の申請）</p> <p>第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 営業所に置かれる浄化槽管理士の氏名及びその者の第10条第4項の規定による研修の受講状況</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第6条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 第10条第1項、第4項及び第5項に規定する要件のいずれかを欠く者</p> <p>2 略</p> <p>（変更の届出）</p> <p>第7条 浄化槽保守点検業者は、第4条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更の日から<u>30日</u>以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（営業所の設置等）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p>	<p>（登録の申請）</p> <p>第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 営業所に置かれる浄化槽管理士の氏名</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第6条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 第10条第1項及び第3項に規定する要件のいずれかを欠く者</p> <p>2 略</p> <p>（変更の届出）</p> <p>第7条 浄化槽保守点検業者は、第4条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更の日から<u>2週間</u>以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（営業所の設置等）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p>

<p>3 浄化槽保守点検業者は、営業所に置かれる浄化槽管理士について、浄化槽の保守点検に関する研修を受講する機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>4 営業所に置かれる浄化槽管理士は、第3条第1項の登録の日（同条第3項の規定によりその更新を受けようとする場合にあっては、現在の登録の有効期間の満了の日の翌日）の3年前の日以降に、浄化槽管理士免状を取得し、又は前項の研修のうち規則で定めるものを受講した者でなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>6 浄化槽保守点検業者は、第1項、第4項又は第5項の規定に抵触する営業所が生じたときは、2週間以内に当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。 （業務の実施等）</p> <p>第11条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを営業所に置かれる浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者自らが行き、若しくは実地に監督しなければならない。</p> <p>2～4 略 （指示・登録の取消し等）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 知事は、浄化槽の保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 (1)～(3) 略 (4) 第10条第6項の規定に違反して措置をとらなかったとき。 (5)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。 (1) 第10条第6項の規定に違反して措置をとらなかった者 (2)～(5) 略</p>	<p>3 略</p> <p>4 浄化槽保守点検業者は、第1項又は第3項の規定に抵触する営業所が生じたときは、2週間以内に当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。 （業務の実施等）</p> <p>第11条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者自らが行き、若しくは実地に監督しなければならない。</p> <p>2～4 略 （指示・登録の取消し等）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 知事は、浄化槽の保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 (1)～(3) 略 (4) 第10条第4項の規定に違反して措置をとらなかったとき。 (5)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。 (1) 第10条第4項の規定に違反して措置をとらなかった者 (2)～(5) 略</p>
---	---

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行し、改正後の長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の規定（第10条第4項の規定による研修の受講に関する部分に限る。）は、令和5年4月1日以降に登録（その更新を含む。）を受ける浄化槽保守点検業者について適用する。

長崎県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第19号

長崎県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 基本方針（第3条）
- 第3章 設備及び運営に関する基準（第4条—第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「無料低額宿泊所」とは、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号）第1条に規定する無料低額宿泊所であって、同令第2条に定める範囲のものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

## 第2章 基本方針

(基本方針)

第3条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金を、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

## 第3章 設備及び運営に関する基準

(構造設備等の一般原則)

第4条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第5条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

(職員等の資格要件)

第6条 無料低額宿泊所の長（以下「施設長」という。）は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員（施設長を除く。）を、できる限り法第19条第1項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。

3 無料低額宿泊所の職員（施設長を含む。第21条を除き、以下同じ。）その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であってはならない。

(運営規程)

第7条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務の内容

(3) 入居定員

(4) 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(5) 施設の利用に当たっての留意事項

(6) 非常災害対策

(7) その他施設の運営に関する重要事項

2 無料低額宿泊所は、運営規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出なければならない。

(非常災害対策)

第8条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、火災等非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを

定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも1年に1回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第9条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (3) 第31条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第10条 無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

(サテライト型住居の設置)

第11条 無料低額宿泊所は、本体となる施設(入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。)と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として1年以下のもの(入居定員が4人以下のものに限る。以下この条において「サテライト型住居」という。)を設置することができる。

- 2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分以内で移動できる範囲に設置する等、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。

- 3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 第6条第1項の要件を満たす者が施設長のみ 4以下
- (2) 第6条第1項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 8以下

- 4 無料低額宿泊所(サテライト型住居を設置するものに限る。)の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、当該各号に定める人数とする。

- (1) 第6条第1項の要件を満たす者が施設長のみ 20人以下
- (2) 第6条第1項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 40人以下

- 5 無料低額宿泊所は、サテライト型住居について、第9条各項に規定する記録のほか、第20条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- 6 次条第3項から第5項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

(設備の基準)

第12条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定を遵守するものでなければならない。

- 2 無料低額宿泊所の建物は、消防法(昭和23年法律第186号)の規定を遵守するものでなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器の設置、自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。

- 4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第62条第1項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 炊事設備
- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 浴室
- (6) 洗濯室又は洗濯場

- 5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

- (1) 共用室
- (2) 相談室
- (3) 食堂

- 6 第4項各号に掲げる設備、床面積等の基準は、規則で定める。

## (職員配置の基準)

第13条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち1人は施設長としなければならない。

2 当該無料低額宿泊所が生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下「日常生活支援住居施設」という。）に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。

## (入居申込者に対する説明、契約等)

第14条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間（1年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定する定期建物賃貸借を除く。）の場合は、1年とする。）及び解約に関する事項を定めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、法第14条に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）等都道府県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。

6 無料低額宿泊所は、第1項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせるはならない。

7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項（以下この条においてこれらを「重要事項等」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項等を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項等を記録したものを交付する方法

8 前項に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

9 第7項第1号の電子情報処理組織とは、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

10 無料低額宿泊所は、第7項の規定により重要事項等を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第7項各号に規定する方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

11 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、重要事項等の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

## (入退居)

第15条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所等県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

第16条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用（第7号については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）を受領することができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 居室使用料

(3) 共益費

(4) 光熱水費

(5) 日用品費

(6) 基本サービス費

(7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

2 前項各号に掲げる利用料の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。

(2) 居室使用料 次に掲げる基準

ア 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。

イ アに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。

(3) 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。

(4) 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。

(5) 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。

(6) 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。

(7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用 次に掲げる基準

ア 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額とすること。

イ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

(サービス提供の方針)

第17条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が1つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(食事)

第18条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(入浴)

第19条 無料低額宿泊所は、入居者に対し1日に1回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、1週間に3回以上の頻度とすることができる。

(状況把握)

第20条 無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を

行わなければならない。

(施設長の責務)

第21条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(職員の責務)

第22条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第23条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備しておかななければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第24条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第25条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

第26条 入居者の金銭の管理は当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

2 前項ただし書の規定による金銭の管理について必要な事項は、規則で定める。

(掲示及び公表)

第27条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

(秘密保持等)

第28条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第29条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

第30条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所は、県からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を県に報告しなければならない。

5 無料低額宿泊所は、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第31条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第11条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

長崎県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

**長崎県条例第20号**

長崎県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例

長崎県医療施設耐震化臨時特例基金条例（平成21年長崎県条例第69号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(国庫への納付)

2 この条例の施行の際、長崎県医療施設耐震化臨時特例基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

長崎県業務関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

**長崎県条例第21号**

長崎県業務関係手数料条例の一部を改正する条例

長崎県業務関係手数料条例（平成12年長崎県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1～3 略						1～3 略					
4	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物販売業の登録の申請に対する審査	略				4	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第1項の規定に基づく毒物又は劇物販売業の登録の申請に対する審査	略			
5	毒物及び劇物取締法第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物販売業の登録の更新の申請に対する審査	略				5	毒物及び劇物取締法第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物販売業の登録の更新の申請に対する審査	略			
6	毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第35条第1項の規定に基づく毒物劇物営業者の登録票の書換え交付	毒物劇物営業者登録票書換え交付手数料	略			6	毒物及び劇物取締法第4条第1項及び毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第35条の規定に基づく毒物又は劇物販売業の登録票の書換え交付	毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料	略		

7	毒物及び劇物取締法施行令第36条第1項の規定に基づく毒物劇物営業者の登録票の再交付	毒物劇物営業者登録票再交付手数料	略
8	略		
9	毒物及び劇物取締法第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査	略	略
10	毒物及び劇物取締法第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査	略	略
11	毒物及び劇物取締法第9条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に対する審査	略	略
12	覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第4条第2項の規定に基づく覚醒剤施用機関の指定の申請に対する審査	覚醒剤施用機関指定申請手数料	略
13	覚醒剤取締法第4条第2項の規定に基づく覚醒剤研究者の指定の申請に対する審査	覚醒剤研究者指定申請手数料	略
14	覚醒剤取締法第11条第1項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証再交付手数料	覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証再交付手数料	略

7	毒物及び劇物取締法第4条第1項及び毒物及び劇物取締法施行令第36条の規定に基づく毒物又は劇物販売業の登録票の再交付	毒物劇物販売業登録票再交付手数料	略
8	略		
9	毒物及び劇物取締法第23条の2及び第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査	略	略
10	毒物及び劇物取締法第23条の2及び第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査	略	略
11	毒物及び劇物取締法第23条の2及び第9条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に対する審査	略	略
12	毒物及び劇物取締法第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に係る経由	毒物劇物製造業又は輸入業登録申請手数料	1件 20,700円
13	毒物及び劇物取締法第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に係る経由	毒物劇物製造業又は輸入業登録更新申請手数料	1件 6,800円
14	毒物及び劇物取締法第9条第2項において準用する同法第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に係る経由	毒物劇物製造業又は輸入業登録変更申請手数料	1件 3,200円
15	覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第3条第1項の規定に基づく覚せい剤施用機関の指定の申請に対する審査	覚せい剤施用機関指定申請手数料	略
16	覚せい剤取締法第3条第1項の規定に基づく覚せい剤研究者の指定の申請に対する審査	覚せい剤研究者指定申請手数料	略
17	覚せい剤取締法第11条第1項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚せい剤施用機関、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤研究者、覚せい	覚せい剤施用機関、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤研究者の指定証再	略

	扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証の再交付	料			剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証の再交付	交付手数料	
15	覚醒剤取締法第30条の5において準用する同法第4条第2項の規定に基づく覚醒剤原料取扱者の指定の申請に対する審査	覚醒剤原料取扱者指定申請手数料	略		覚せい剤取締法第30条の2の規定に基づく覚せい剤原料取扱者の指定の申請に対する審査	覚せい剤原料取扱者指定申請手数料	略
16	覚醒剤取締法第30条の5において準用する同法第4条第2項の規定に基づく覚醒剤原料研究者の指定の申請に対する審査	覚醒剤原料研究者指定申請手数料	略		覚せい剤取締法第30条の2の規定に基づく覚せい剤原料研究者の指定の申請に対する審査	覚せい剤原料研究者指定申請手数料	略
17	覚醒剤取締法第4条第1項及び第5条第2項（これらの規定を同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定申請に係る経由	覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定申請手数料	略		覚せい剤取締法第4条第1項及び第5条第2項（これらの規定を同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定申請に係る経由	覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定申請手数料	略
18	覚醒剤取締法第11条第1項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定証の再交付申請に係る経由	覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定証再交付手数料	略		覚せい剤取締法第11条第1項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証の再交付申請に係る経由	覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証再交付手数料	略
19～29 略							
30	医薬品医療機器等法第11条（同法第38条及び第40条第1項において準用する場合を含む。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）第1条の5第1項若しくは第45条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証若しくは再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付又は薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令	略			医薬品医療機器等法第11条（同法第38条及び第40条第1項において準用する場合を含む。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）第1条の5第1項若しくは第45条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証若しくは再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付又は薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令	略	
22～32 略							
33	医薬品医療機器等法第11条（同法第38条及び第40条第1項において準用する場合を含む。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）第1条の5第1項若しくは第45条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証若しくは再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付又は薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令	略			医薬品医療機器等法第11条（同法第38条及び第40条第1項において準用する場合を含む。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）第1条の5第1項若しくは第45条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証若しくは再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付又は薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令	略	

第2号。次項において「整備政令」という。) 附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の薬事法施行令第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の書換え交付	第2号。34の項において「整備政令」という。) 附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の薬事法施行令第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の書換え交付
31～73 略	34～76 略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

長崎県子育て条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第22号

長崎県子育て条例の一部を改正する条例

長崎県子育て条例（平成20年長崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
目次 前文 第1章及び第2章 略 第3章 <u>子どもの心と命を守るための取組</u> （第19条－第21条） 第4章～第6章 略 附則 （用語の意味） 第2条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりです。 (1)及び(2) 略 (3) 学校等 保育所、幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校、高等学校、特別支援学校</u> など、実際に子どもを養育し、または教育する施設をいいます。 (4) 略 （基本的な考え方） 第3条 この条例では、子育てについて次のように考えます。 (1)及び(2) 略 (3) 子どもは、あらゆる身体的または精神的な暴力やその他の不当な扱いを受けることはなく、最善の利益が優先して考慮されます。 <u>児童虐待は、子どもへの重大な権利侵害であり、しつげに際して、体罰を加えることは許されなければならないとの認識のもと、社会全体で、その防止が図られなければならない。</u> また、子どもも社会の一員としてルールを守り、他の人の権利を尊重することが大切です。 2 略 （保護者の役割） 第6条 略 2及び3 略 4 <u>保護者は、児童相談所又は市町などが行う子どもの安全確認措置に協力するとともに、児童相談所又は市町などによる指導を受けた場合は、必要な改善等に取り組みます。</u> （県民の役割） 第7条 略 2 県民は、県や市町などと連携して、児童虐待やいじめ、	目次 前文 第1章及び第2章 略 第3章 <u>児童虐待やいじめなどの防止</u> （第19条－第21条） 第4章～第6章 略 附則 （用語の意味） 第2条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりです。 (1)及び(2) 略 (3) 学校等 保育所、幼稚園、小学校、中学校、 <u>高等学校、特別支援学校</u> など、実際に子どもを養育し、または教育する施設をいいます。 (4) 略 （基本的な考え方） 第3条 この条例では、子育てについて次のように考えます。 (1)及び(2) 略 (3) 子どもは、あらゆる身体的または精神的な暴力やその他の不当な扱いを受けることはなく、最善の利益が考慮されます。また、子どもも社会の一員としてルールを守り、他の人の権利を尊重することが大切です。 2 略 （保護者の役割） 第6条 略 2及び3 略 （県民の役割） 第7条 略 2 県民は、県や市町などと連携して、児童虐待やいじめ、

<p>不登校など、子どもに関する問題等の発生予防や早期発見、早期対応に努めます。 (学校等の役割)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 学校等は、県や市町などと連携して、児童虐待やいじめ、不登校など、子どもに関する問題等の発生予防や早期発見、早期対応に取り組みます。 第3章 子どもの心と命を守るための取組 (相談・支援体制の充実)</p> <p>第19条 県は、市町などと連携して、児童虐待やいじめ、不登校など、子どもに関する問題等の発生予防や早期発見、早期対応のために、相談・支援体制の充実に向けた取組を進めます。 (関係機関の連携による対応)</p> <p>第20条 県は、児童虐待やいじめ、不登校など、子どもに関する問題等について、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の2の規定により市町が設置する要保護児童対策地域協議会(次条において「要対協」といいます。)等において、児童相談所や警察、学校等、市町などの関係機関で情報共有し、連携して適切に対応します。 (市町などへの支援)</p> <p>第21条 県は、児童虐待やいじめ、不登校など、子どもに関する問題等に適切に対応するために、要対協や、児童福祉施設などを支援します。</p>	<p>不登校など、子どもに関する問題の発生予防や早期発見、早期対応に努めます。 (学校等の役割)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 学校等は、県や市町などと連携して、児童虐待やいじめ、不登校など、子どもに関する問題の発生予防や早期発見、早期対応に取り組みます。 第3章 児童虐待やいじめなどの防止 (相談・支援体制の充実)</p> <p>第19条 県は、市町などと連携して、児童虐待やいじめ、不登校など、子どもに関する問題の発生予防や早期発見、早期対応のために、相談・支援体制の充実に向けた取組を進めます。 (児童虐待への対応)</p> <p>第20条 県は、市町などと連携して、虐待を受けた子どものケアや虐待を行った保護者などに適切に対応します。</p> <p>(市町などへの支援)</p> <p>第21条 県は、児童虐待やいじめ、不登校など、子どもに関する問題に適切に対応するために、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の2に基づき市町が設置する要保護児童対策地域協議会や、児童福祉施設などを支援します。</p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第23号

長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年長崎県条例第63号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～3 略 (幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>4 副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第3項の規定の適用については、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間は、同項の表備考第1号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。</p> <p>5～12 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 略 (幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>4 副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第3項の規定の適用については、施行日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間は、同項の表備考第1号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。</p> <p>5～12 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

長崎県魚市場条例を廃止する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第24号

## 長崎県魚市場条例を廃止する条例

長崎県魚市場条例（昭和31年長崎県条例第42号）は、廃止する。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。  
（罰則に関する経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

## 長崎県条例第25号

## 長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例（平成12年長崎県条例第40号）の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 魚市場施設の利用及び使用（第8条—第21条）
- 第3章 魚市場における卸売業務等（第22条）
- 第4章 業務規程（第23条—第29条）

## 附則

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、生鮮水産物及び加工品（以下「生鮮水産物等」という。）の公正な取引と円滑な流通を図るため、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第13条第1項に基づき長崎県が設置する長崎県地方卸売市場長崎魚市場（以下「魚市場」という。）の位置、取扱品目、開場の期日及び時間並びにその使用に関して定めるとともに、法第13条第4項の規定に基づき魚市場の業務の方法及び卸売業者、買受人その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）が業務に関し遵守すべき事項その他魚市場の管理について必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより生鮮水産物等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって県民等の生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 卸売業者 法第2条第4項に規定する者であって、第22条の規定による知事の許可を受けたものをいう。
- (2) 買受人 卸売業者から卸売を受けようとする者であって、第22条の規定による知事の承認を受けたものをいう。
- (3) 施設使用者 第9条の規定による魚市場の施設の使用の許可を受けた者をいう。

（魚市場の位置）

第3条 魚市場の位置は、長崎市京泊3丁目とする。

（取扱品目）

第4条 魚市場において取り扱う品目は、生鮮水産物等とする。

（開場の期日）

第5条 魚市場は、次に掲げる日（以下「休業日」という。）を除き、毎日開場する。

(1) 日曜日

(2) 1月1日から同月4日まで及び8月16日

2 知事は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、休業日に開場し、又は休業日以外の日に休業することができる。

3 前項の規定により、休業日に開場し、又は休業日以外の日に休業することを定めたときは、その旨を長崎県公報に登載して公示する。

（臨時の休業又は営業）

第6条 卸売業者、買受人又は関連業者（魚市場の機能の向上に資する業務又は魚市場の利用者に便益を提供する業務を営む者であって、第22条の規定により知事の承認を受けたものをいう。以下同じ。）が休業日（臨時

の休業日を含む。) 以外の日に休業し、又は休業日に営業しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による承認をしたときは、その旨を長崎県公報に登載して公示する。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、魚市場に掲示して公示する。

(開場の時間等)

第7条 魚市場の開場の時間は、午前0時から午後5時までとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- 2 卸売業者は、前項の開場の時間の範囲内において、せり売又は入札の方法による卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻を定め、及びこれを変更することができる。この場合においては、知事の承認を受けなければならない。

- 3 第1項ただし書の規定による魚市場の開場時間の変更をしたときは、魚市場に掲示して公示する。

## 第2章 魚市場施設の利用及び使用

(魚市場の利用者)

第8条 魚市場を利用することができる者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 卸売業者
- (2) 買受人
- (3) 小売人(卸売業者から卸売を受け、又は買受人から買受けて、一般消費者に生鮮水産物等を販売する者をいう。)及び業務用買出人(卸売業者から卸売を受け、又は買受人から買受けて、生鮮水産物等の販売又は提供の業務を営む者に生鮮水産物等を販売する者をいう。)
- (4) 出荷者(卸売業者に生鮮水産物等の卸売のための販売を委託し、又は生鮮水産物等を売渡す者をいう。以下同じ。)
- (5) 前各号に掲げる者のほか、魚市場の業務に関連する業務を営む者  
(魚市場施設の使用者)

第9条 魚市場の施設を使用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定める申請書に履歴書、住民票及び身元証明書を添付して、知事に提出するものとする。ただし、出荷者が通過又は上場を目的として魚市場の施設を使用する場合は、この限りでない。

- 3 前項の許可申請をしようとする者が卸売業者、買受人又は関連業者以外の者であるときについては、同項の申請書に買受人の承認に係る申請書の添付書類を添えて知事に提出しなければならない。

(使用料)

第10条 施設使用者は、別表により算出した金額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の使用料を納付しなければならない。ただし、受託物使用料については、同表に定める額とする。

- 2 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、災害その他特別の事情により魚市場の施設を使用することができなかつたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第11条 知事は、災害その他特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(権利の譲渡及び転貸の禁止)

第12条 施設使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(転用又は現状変更等の禁止)

第13条 施設使用者は、知事の承認を受けた場合を除き、その施設を許可された目的以外の用途に使用し、又は魚市場の施設の現状に変更を加えてはならない。

(損害賠償)

第14条 知事は、故意又は過失により魚市場の施設を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失した者に対して原状回復又はその損害の賠償を命ずることができる。

(使用の許可の取消し等)

第15条 知事は、施設使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の許可を取り消し、又は使用の停止その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) この条例若しくは規則の規定又はこれらに基づく処分若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 使用料の納付を怠ったとき。

2 知事は、災害の予防その他魚市場の施設の管理上必要があると認めるときは、施設使用者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(免責)

第16条 施設使用者が、魚市場に関する法令又はこの条例若しくは規則の規定に基づいて行う処分によって損害を受けた場合においては、県はその責を負わない。

(魚市場施設使用者の保証金の預託)

第17条 施設使用者は、その許可を受けた日から起算して2月以内に使用料月額（消費税額及び地方消費税額を除く。）の6倍に相当する保証金を知事に預託しなければならない。ただし、通過若しくは卸売を目的として卸売場棟又は駐車場の使用許可を受けた者については、この限りでない。

2 前項の保証金は、次に掲げる有価証券をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債証券
- (2) 地方債証券
- (3) 日本銀行が発行する出資証券
- (4) 特別の法律により、法人が発行する債券
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が相当と認めるもの

3 前項の有価証券の価格は、同項第1号及び第2号に掲げる有価証券にあつてはその額面金額、同項第3号及び第4号に掲げる有価証券にあつてはその額面金額の100分の90に相当する額並びに同項第5号に掲げる有価証券にあつてはその額面金額の100分の80に相当する額とする。

(保証金の追加預託)

第18条 施設使用者は、前条の規定により預託した保証金について差押命令、仮差押命令の送達を受けた場合その他預託すべき保証金の額に不足を生じた場合は、知事が指定する日までに差押え若しくは仮差押えがされた金額又は不足する金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 施設使用者は、前項の指定する日までに預託を完了しないときは、その日の翌日から預託を完了するまでは、施設を使用することができない。

3 第1項の規定により預託すべき保証金については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(保証金の充当)

第19条 知事は、施設使用者が使用料その他魚市場に関して県に納付すべき金額の納付を怠ったときは、他の債権者に先だつて保証金をこれに充てることのできる。

(保証金の返還)

第20条 保証金は、施設使用者がその資格を失った日から1月を経過した後でなければ返還しない。

(電灯、電力等の費用の負担)

第21条 施設使用者は、その使用に伴う電気料金、ガス料金、水道料金、県が供給する使用水料金及び汚水処理に関する費用を負担しなければならない。

### 第3章 魚市場における卸売業務等

(卸売等の許可等)

第22条 魚市場においては、卸売業者は知事の許可を、買受人、取引代理人（買受人を代理して卸売に参加する者をいう。）及び関連業者は知事の承認を受けなければ、その業務を行ってはならない。

### 第4章 業務規程

(魚市場の業務の基本原則)

第23条 魚市場の業務に従事する職員は、魚市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(魚市場の業務の方法)

第24条 知事は、法第13条第4項並びに第5項第3号及び第4号の規定に基づき、魚市場における卸売業者の売買取引の方法、魚市場における売買取引の決済の方法その他の魚市場の業務の方法を業務規程として規則で定める。

(取引参加者の遵守事項)

第25条 知事は、法第13条第4項並びに第5項第5号及び第6号の規定に基づき、魚市場の取引参加者が魚市場における業務について遵守すべき事項を業務規程として規則で定める。

(報告及び検査)

第26条 知事は、前条の規定により定めた事項を取引参加者及び関連業者（以下「取引参加者等」という。）に

遵守させるため、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、取引参加者等の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善措置命令等)

第27条 知事は、取引参加者等に遵守させるため必要があると認めるときは、取引参加者等に対し、その業務若しくは会計に関し、必要な指示をし、又は改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(監督処分)

第28条 知事は、卸売業者がこの条例若しくは規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 知事は、買受人がこの条例若しくは規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、第22条の承認を取消し、又は6月以内の期間を定めて買受人の業務の全部若しくは一部の停止又は6月以内の期間を定めて魚市場への入場の停止を命ずることができる。

3 知事は、関連業者がこの条例若しくは規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、第22条の承認を取消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

4 取引参加者等について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくは規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、この行為者に対して6月以内の期間を定めて魚市場への入場を停止するほか、その取引参加者等に対しても、前3項の規定を適用する。

5 第1項、第2項及び前項において行う卸売業者及び買受人の処分に当たっては、あらかじめ長崎魚市場運営協議会の意見を聴かなければならない。

6 前項に規定するもののほか、長崎魚市場運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める。

(規則への委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。

(魚市場の同一性)

2 この条例の施行の際現に存する魚市場は、改正後の長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく魚市場として同一性を持って存続するものとする。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の規定又は法及び長崎県卸売市場条例及び長崎県卸売市場審議会の組織及び運営に関する条例を廃止する条例（令和2年長崎県条例第27号）による廃止前の長崎県卸売市場条例（昭和46年長崎県条例第74号）の規定によってした許可、承認その他の処分又は申請その他の手続で新条例に相当の規定があるものは、新条例の相当の規定によってした許可、承認その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

別表（第10条関係）

区分		単位	金額
通過物使用料	薄箱	遠洋物	1箱につき 4円
		沿岸物	4円
	中箱	遠洋物	1箱につき 5円
		沿岸物	4円
養殖用餌料		10キログラムにつき	1円

	上記以外のもの	1 キログラムにつき	1 円
受託物使用料			受託販売高に100分の110を乗じた額に1,000分の3.8を乗じて得た額
買受人売場使用料		1 平方メートル当たり 1 月につき	500円
関連商品売場使用料		1 平方メートル当たり 1 月につき	1,100円
現場詰所使用料		1 平方メートル当たり 1 月につき	450円
事務室使用料		1 平方メートル当たり 1 月につき	500円
第一駐車場使用料		1 台 1 月につき	4,000円
第二駐車場屋根付部分使用料		1 台 1 月につき	970円
魚かん置場使用料		1 平方メートル当たり 1 月につき	125円
コンテナヤード使用料		1 平方メートル当たり 1 月につき	100円
発送ターミナル使用料		施設一式当たり 1 月につき	220,000円
定温冷蔵庫使用料		施設一式当たり 1 月につき	150,000円

備考 1 通過物使用料及び受託物使用料は、毎日集計し、1円未満の端数は小数点第1位を四捨五入して積算する。

2 海水処理施設・荷揚コンベア等は卸売場の附帯施設とし、受託物使用料に含める。

長崎県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

**長崎県条例第26号**

長崎県漁港管理条例の一部を改正する条例

長崎県漁港管理条例（昭和35年長崎県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(占用の許可等) 第12条 略 2 略 3 第1項の占用の期間は、 <u>10年</u> を超えることができない。ただし、知事が特別の必要があると認めた場合は、この限りでない。	(占用の許可等) 第12条 略 2 略 3 第1項の占用の期間は、 <u>1月（工作物の設置を目的とする占有にあっては、3年）</u> を超えることができない。ただし、知事が特別の必要があると認めた場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

長崎県卸売市場条例及び長崎県卸売市場審議会の組織及び運営に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

**長崎県条例第27号**

長崎県卸売市場条例及び長崎県卸売市場審議会の組織及び運営に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 長崎県卸売市場条例（昭和46年長崎県条例第74号）
- (2) 長崎県卸売市場審議会の組織及び運営に関する条例（昭和46年長崎県条例第68号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例(昭和29年長崎県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表(第1条関係)			別表(第1条関係)		
附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
知事	略		知事	略	
				長崎県卸売市場審議会	卸売市場の整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項の調査審議及び意見の答申に関する事務
	略			略	
略			略		

長崎県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

**長崎県条例第28号**

長崎県立都市公園条例の一部を改正する条例

長崎県立都市公園条例(昭和35年長崎県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
別表第1(第7条関係) 有料公園施設		別表第1(第7条関係) 有料公園施設	
都市公園名	有料公園施設の名称	都市公園名	有料公園施設の名称
略		略	
長崎県立総合運動公園	陸上競技場 補助競技場  テニスコート 野球広場 ソフトボール場 水泳プール ローンボウルス場	長崎県立総合運動公園	陸上競技場 補助競技場 サッカー場 テニスコート 野球広場 ソフトボール場 水泳プール ローンボウルス場
略		略	
別表第2(第11条関係) 使用料 1 公園施設を設ける場合		別表第2(第11条関係) 使用料 1 公園施設を設ける場合	
都市公園名	単位	金額	
略			
長崎県立総合運動公園	1平方メートル 1月につき	<u>140円</u>	<u>130円</u>
2及び3 略		2及び3 略	

**附 則**

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第1長崎県立総合運動公園の項の改正規定は、同年6月1日から施行する。

長崎県港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

**長崎県条例第29号**

長崎県港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長崎県港湾整備事業の設置等に関する条例（昭和42年長崎県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により港湾整備事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第4項の規定により港湾整備事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

**長崎県条例第30号**

長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例の一部を改正する条例

長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例（昭和47年長崎県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「災害危険住宅」とは、次に掲げる住宅をいう。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に規定する基礎調査を完了し、第3号に掲げる区域に指定される見込みのある区域内に、既に建築されている住宅</u></p> <p>(6) <u>国のかけ地近接等危険住宅移転に係る事業に着手した時点から過去3年間に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域内に、既に建築されている住宅</u></p> <p>（災害危険住宅の移転に対する補助）</p> <p>第4条 県は、市町村が災害危険住宅の所有者又は居住者に対し、当該災害危険住宅の移転に要する経費を補助した場合は、予算の範囲内において当該市町村の補助した額の2分の1以内の額（災害危険住宅1戸につき<u>24万3,000円</u>を限度とする。）を、市町村に対し補助するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「災害危険住宅」とは、次に掲げる住宅をいう。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>（災害危険住宅の移転に対する補助）</p> <p>第4条 県は、市町村が災害危険住宅の所有者又は居住者に対し、当該災害危険住宅の移転に要する経費を補助した場合は、予算の範囲内において当該市町村の補助した額の2分の1以内の額（災害危険住宅1戸につき<u>20万円</u>を限度とする。）を、市町村に対し補助するものとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

**長崎県条例第31号**

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

長崎県建築関係手数料条例（平成12年長崎県条例第16号）の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第1（第2条関係）						別表第1（第2条関係）					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1～71 略						1～71 略					
72	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第12条第1項の規定に基づく計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は法第13条第2項の規定に基づく計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合 ア及びイ 略 (2) 略	略		72	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第12条第1項の規定に基づく計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は法第13条第2項の規定に基づく計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 評価手法がモデル建物法の場合 ア及びイ 略 (2) 略	略	
73	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第12条第2項の規定に基づく計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査若しくは軽微な変更に関する証明又は法第13条第3項の規定に基づく計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	計画変更建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微な変更に関する証明手数料	(1) 評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合 ア及びイ 略 (2) 略	略		73	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第12条第2項の規定に基づく計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査若しくは軽微な変更に関する証明又は法第13条第3項の規定に基づく計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	計画変更建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微な変更に関する証明手数料	(1) 評価手法がモデル建物法の場合 ア及びイ 略 (2) 略	略	
74	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（当該申請に併せて、法第30条第2項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。）に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1)及び(2) 略 (3) 住宅以外の部分で評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合 ア及びイ 略 (4)及び(5) 略	略		74	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（当該申請に併せて、法第30条第2項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。）に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1)及び(2) 略 (3) 住宅以外の部分で評価手法がモデル建物法の場合 ア及びイ 略 (4)及び(5) 略	略	
74の2 略						74の2 略					
75	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（当該申請に併せて、法	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1)及び(2) 略 (3) 住宅以外の部分で評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合 ア及びイ 略 (4)～(6) 略	略		75	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（当該申請に併せて、法	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1)及び(2) 略 (3) 住宅以外の部分で評価手法がモデル建物法の場合 ア及びイ 略 (4)～(5) 略	略	

	第30条第2項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。)に対する審査				
76	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。)第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料	(1)及び(2) 略 (3) 一戸建て住宅で評価手法が仕様基準又は国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合 ア及びイ 略 (4) 共同住宅等で評価手法が仕様基準又は国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合 ア及びイ 略 (5) 一戸建て住宅又は共同住宅等で評価手法が性能基準と仕様基準又は国土交通大臣の定める簡易な評価方法の併用の場合 (6) 住宅以外の部分で評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合 ア及びイ 略 (7)及び(8) 略	76	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。)第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査
					(1)及び(2) 略 (3) 一戸建て住宅で評価手法が仕様基準の場合 ア及びイ 略 (4) 共同住宅等で評価手法が仕様基準の場合 ア及びイ 略 (5) 一戸建て住宅又は共同住宅等で評価手法が性能基準と仕様基準の併用の場合 (6) 住宅以外の部分で評価手法がモデル建築物法の場合 ア及びイ 略 (7)及び(8) 略
備考			備考		
1～8 略			1～8 略		
9 69の項(2)又は70の項(2)の規定に基づく審査の申出があり、一次エネルギーの計算を標準計算として共用部分を除いた住宅部分のみの省エネ性能を評価した場合の手数料の金額は、住宅部分のうち共用部分を除いた住戸部分のみを住戸の数の対象とした金額とする。					
10 74の項(2)又は75の項(2)の規定に基づく審査の申出があり一次エネルギーの計算を標準計算とした場合、又は76の項(4)又は(5)の規定に基づく申出があり国土交通大臣の定める簡易な評価方法により省エネ性能を評価した場合において共用部分を除いた住宅部分のみの省エネ性能を評価したときの手数料の金額は、住宅部分のみを床面積の対象とした金額とする。					

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

長崎県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第32号

長崎県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

長崎県特定公共賃貸住宅条例（平成7年長崎県条例第25号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（入居の手続） 第11条 略 2～5 略 <u>6 第1項第1号の連帯保証人の極度額は、次条第1項の規定により知事が定めた家賃の24月分とする。</u>	（入居の手続） 第11条 略 2～5 略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行し、改正後の長崎県特定公共賃貸住宅条例の規定は、同日以後に提出を受けた請書に係る連帯保証人について適用する。

長崎県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第33号

長崎県営住宅条例の一部を改正する条例

長崎県営住宅条例（平成9年長崎県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（入居者資格） 第6条 県営住宅（改良住宅を除く。この項及び次項において同じ。）の入居者は、次（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号） <u>第39条第1項</u> に規定する居住制限者にあつては第4号及び第5号）に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1)～(5) 略 2及び3 略 （子育てに適する県営住宅への期限付き入居） 第8条の2 略 2～4 略 5 子育てに適する県営住宅の入居者は、有効期間の満了日までに当該子育てに適する県営住宅を明け渡さなければならない。この場合において、当該日後に明け渡した者に対し、知事は、当該日の翌日から明渡し日までの間につき、 <u>毎月、近傍同種の住宅の家賃（毎年度、公営住宅法施行令第3条に規定する方法により算出した額とする。以下同じ。）の額の2倍に相当する額以下で知事が定める額の金銭を徴収することができる。</u> 6及び7 略 （住宅入居の手続） 第13条 略 2～4 略 <u>5 第1項第1号の連帯保証人の極度額は、第18条第1項、第3項又は第4項の規定により決定した家賃の24月分とする。</u> （収入の申告等） 第17条 略 2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号） <u>第7条</u> の規定による方法によるものとする。 3 知事は、第1項の規定による収入の申告又は公営住宅法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した入居者の収入	（入居者資格） 第6条 県営住宅（改良住宅を除く。この項及び次項において同じ。）の入居者は、次（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号） <u>第29条第1項</u> に規定する居住制限者にあつては第4号及び第5号）に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1)～(5) 略 2及び3 略 （子育てに適する県営住宅への期限付き入居） 第8条の2 略 2～4 略 5 子育てに適する県営住宅の入居者は、有効期間の満了日までに当該子育てに適する県営住宅を明け渡さなければならない。この場合において、当該日後に明け渡した者に対し、知事は、当該日の翌日から明渡し日までの間につき、 <u>毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で知事が定める額の金銭を徴収することができる。</u> 6及び7 略 （住宅入居の手続） 第13条 略 2～4 略 （収入の申告等） 第17条 略 2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号） <u>第8条</u> の規定による方法によるものとする。 3 知事は、第1項の規定による収入の申告に基づき <u>収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</u>

に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

#### 4 及び 5 略

(家賃の決定)

第18条 県営住宅（改良住宅を除く。以下この項において同じ。）の家賃は、毎年度、前条第3項の規定により認定された収入（同条第4項及び第5項の規定により更正された場合は、その更正後の収入。第34条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で公営住宅法施行令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、県営住宅の入居者からの収入の申告がない場合において、第41条の規定による請求を行ったにもかかわらず、当該入居者が正当な理由なくその請求に応じないときは、当該入居者に係る県営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

#### 2 略

#### 3 略

4 知事は、県営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則第8条で定める者に該当する者に限る。）が第1項に規定する収入の申告をすること及び公営住宅法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の県営住宅の毎月の家賃を、毎年度、公営住宅法施行令第2条で定めるところにより、公営住宅法第34条の規定による閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条に定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該県営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

(家賃の変更)

第23条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第18条第3項に規定する改良住宅の家賃を変更し、又は同項の規定にかかわらず別に定めることができる。

(1)～(3) 略

#### 2 略

(収入超過者に対する家賃等)

第36条 収入超過者は、第34条第1項の規定による認定に係る期間（当該収入超過者が当該認定に係る期間中に県営住宅の明渡しをした場合にあつては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、第18条第1項及び第4項の規定にかかわらず、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 知事は、前項の家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、公営住宅法施行令第8条第2項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する方法によらなければならない。

#### 3 及び 4 略

(高額所得者に対する家賃等)

第38条 高額所得者は、第34条第2項の規定による認定の効力が生じる日から前条第1項の期限が到来する日までの間（当該高額所得者が当該期間中に県営住宅の明渡しをした場合にあつては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、第18条第1項及び第4項並びに第36条第1項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃を家賃として支払わなければならない。

#### 4 及び 5 略

(家賃の決定)

第18条 県営住宅（改良住宅を除く。以下この項において同じ。）の家賃は、毎年度、前条第3項の規定により認定された収入（同条第4項及び第5項の規定により更正された場合は、その更正後の収入。第34条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で公営住宅法施行令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、県営住宅の入居者からの収入の申告がない場合において、第41条の規定による請求を行ったにもかかわらず、当該入居者に係る県営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

#### 2 略

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、公営住宅法施行令第3条に規定する方法により算出した額とする。

#### 4 略

(家賃の変更)

第23条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第18条第4項に規定する改良住宅の家賃を変更し、又は同項の規定にかかわらず別に定めることができる。

(1)～(3) 略

#### 2 略

(収入超過者に対する家賃等)

第36条 収入超過者は、第34条第1項の規定による認定に係る期間（当該収入超過者が当該認定に係る期間中に県営住宅の明渡しをした場合にあつては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、第18条第1項の規定にかかわらず、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 知事は、前項の家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、公営住宅法施行令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。

#### 3 及び 4 略

(高額所得者に対する家賃等)

第38条 高額所得者は、第34条第2項の規定による認定の効力が生じる日から前条第1項の期限が到来する日までの間（当該高額所得者が当該期間中に県営住宅の明渡しをした場合にあつては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、第18条第1項及び第36条第1項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃を家賃として支払わなければならない。

2及び3 略

(収入状況の報告の請求等)

第41条 知事は、第18条第1項若しくは第4項、第36条第1項若しくは第38条第1項の規定による家賃の決定、第22条(第36条第4項又は第38条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃、割増賃料若しくは金銭の減免若しくは徴収猶予、第26条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収猶予、第37条第1項の規定による明渡しの請求、第39条の規定によるあっせん等又は第45条の規定による県営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、県営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を請求し、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

(県施行建替事業に係る家賃の特例)

第46条 知事は、前条の申出をした入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第18条第1項若しくは第4項、第36条第1項又は第38条第1項の規定にかかわらず、公営住宅法施行令第12条の規定により当該入居者の家賃を減額するものとする。

(県営住宅の用途廃止による他の県営住宅への入居の際の家賃の特例)

第47条 知事は、公営住宅法第44条第3項(住宅地区改良法第29条第1項において準用する場合を含む。)の規定による県営住宅の用途の廃止による県営住宅(公営住宅及び改良住宅に限る。以下この条において同じ。)の除却に伴い当該県営住宅の入居者を他の県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家賃が従前の県営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第18条第1項若しくは第4項、第36条第1項又は第38条第1項の規定にかかわらず、公営住宅法施行令第12条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の明渡請求)

第50条 略

2 略

3 知事は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、入居した日から請求の日までの間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に利息が生じた最初の時点における法定利率の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で知事が定める額の金銭を徴収することができる。

4～6 略

(家賃)

第61条 第58条の規定により使用に供される公営住宅の毎月の家賃は、第18条第1項若しくは第4項、第36条第1項又は第38条第1項の規定にかかわらず、当該公営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で知事が定める。

2 略

(準用)

2及び3 略

(収入状況の報告の請求等)

第41条 知事は、第18条第1項、第36条第1項若しくは第38条第1項の規定による家賃の決定、第22条(第36条第4項又は第38条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃、割増賃料若しくは金銭の減免若しくは徴収猶予、第26条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収猶予、第37条第1項の規定による明渡しの請求、第39条の規定によるあっせん等又は第45条の規定による県営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、県営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を請求し、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

(県施行建替事業に係る家賃の特例)

第46条 知事は、前条の申出をした入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第18条第1項、第36条第1項又は第38条第1項の規定にかかわらず、公営住宅法施行令第11条の規定により当該入居者の家賃を減額するものとする。

(県営住宅の用途廃止による他の県営住宅への入居の際の家賃の特例)

第47条 知事は、公営住宅法第44条第3項(住宅地区改良法第29条第1項において準用する場合を含む。)の規定による県営住宅の用途の廃止による県営住宅(公営住宅及び改良住宅に限る。以下この条において同じ。)の除却に伴い当該県営住宅の入居者を他の県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家賃が従前の県営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第18条第1項、第36条第1項又は第38条第1項の規定にかかわらず、公営住宅法施行令第11条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の明渡請求)

第50条 略

2 略

3 知事は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、入居した日から請求の日までの間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で知事が定める額の金銭を徴収することができる。

4～6 略

(家賃)

第61条 第58条の規定により使用に供される公営住宅の毎月の家賃は、第18条第1項、第36条第1項又は第38条第1項の規定にかかわらず、当該公営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で知事が定める。

2 略

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃については、第18条第3項の規定を準用する。この場合において、「第1項」とあるのは「第61条第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第62条 第58条の規定による公営住宅の使用については、前3条に定めるもののほか、第4条、第5条、第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第22条、第24条から第33条まで、第41条、第44条から第47条まで、第49条、第50条及び第75条の規定を準用する。この場合において、第8条第1項中「前2条」とあるのは「第60条」と、第24条第1項中「第37条第1項若しくは第44条第1項」とあるのは「第44条第1項」と、第41条第1項中「第18条第1項若しくは第4項、第36条第1項若しくは第38条第1項の規定による家賃の決定、第22条（第36条第4項又は第38条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃、割増賃料若しくは金銭の減免若しくは徴収猶予、第26条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収猶予、第37条第1項の規定による明渡しの請求、第39条の規定によるあっせん等又は第45条の規定による県営住宅への入居の措置」とあるのは「第61条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

(駐車場の使用の手続)

第67条 駐車場使用決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、知事が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。

(2) 略

2及び3 略

4 第1項第1号の請書に連署する連帯保証人の極度額は、第69条第1項の規定により知事が定めた使用料の24月分とする。

第62条 第58条の規定による公営住宅の使用については、前3条に定めるもののほか、第4条、第5条、第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第22条、第24条から第33条まで、第41条、第44条から第47条まで、第49条、第50条及び第75条の規定を準用する。この場合において、第8条第1項中「前2条」とあるのは「第60条」と、第24条第1項中「第37条第1項若しくは第44条第1項」とあるのは「第44条第1項」と、第41条第1項中「第18条第1項、第36条第1項若しくは第38条第1項の規定による家賃の決定、第22条（第36条第4項又は第38条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃、割増賃料若しくは金銭の減免若しくは徴収猶予、第26条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収猶予、第37条第1項の規定による明渡しの請求、第39条の規定によるあっせん等又は第45条の規定による県営住宅への入居の措置」とあるのは「第61条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

(駐車場の使用の手続)

第67条 駐車場使用決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 請書を提出すること。

(2) 略

2及び3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎県営住宅条例第13条第5項及び第67条第4項の規定は、施行日以後に提出を受けた請書に係る連帯保証人について適用する。

長崎県営交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第34号

長崎県営交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長崎県営交通事業の設置等に関する条例（昭和41年長崎県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により交通事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第4項の規定により交通事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

**長崎県条例第35号**

市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正)

第1条 市町村立学校県費負担教職員定数条例(昭和32年長崎県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(定数) 第2条 市町村立学校県費負担教職員(以下「教職員」という。)の定数は、 <u>9,089人</u> とする。	(定数) 第2条 市町村立学校県費負担教職員(以下「教職員」という。)の定数は、 <u>9,080人</u> とする。

(県立学校職員定数条例の一部改正)

第2条 県立学校職員定数条例(昭和32年長崎県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(定数) 第3条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 中学校及び高等学校の職員 <u>2,809人</u> (2) 特別支援学校の職員 <u>1,228人</u>	(定数) 第3条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 中学校及び高等学校の職員 <u>2,837人</u> (2) 特別支援学校の職員 <u>1,221人</u>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

**長崎県条例第36号**

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年長崎県条例第77号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号。以下「 <u>給特法</u> 」という。)第3条及び第6条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員(市町村立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する者を含む。)の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。 (教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等) 第7条 教育職員については、正規の勤務時間(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年長崎県条例第6号。以下「職員勤務時間条例」という。)第2条から第5条まで(市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年長崎県条例第28号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。)の規定により例によることとされる場合を含む。)の規定による勤務時間をいう。この項及び第8条において同じ。)の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、次に掲げる日における正規の勤務時間中に勤務するこ	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第3条及び第6条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員(市町村立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する者を含む。)の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。 (教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等) 第7条 教育職員については、正規の勤務時間(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年長崎県条例第6号。以下「職員勤務時間条例」という。)第2条から第5条まで(市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年長崎県条例第28号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。)の規定により例によることとされる場合を含む。)の規定による勤務時間をいう。この項において同じ。)の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間を超えて勤務することをい

<p>務することを含む。次項において同じ。)を命じないものとする。                  (1)及び(2) 略                  2及び3 略                  (教育職員の業務量の適切な管理等)                  第8条 教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。                  2 前項の措置については、給特法第7条に規定する指針に基づき、教育職員の服務監督を行う教育委員会が規則で定める。</p>	<p>とを含む。次項において同じ。)を命じないものとする。                  (1)及び(2) 略                  2及び3 略</p>
---	---

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

長崎県文化財保護条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第37号

長崎県文化財保護条例等の一部を改正する条例

(長崎県文化財保護条例の一部改正)

第1条 長崎県文化財保護条例(昭和36年長崎県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(滅失、毀損等)                  第9条 県指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。                  (管理又は修理に関する勧告)                  第13条 県指定有形文化財の管理が適当でないため当該県指定有形文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。                  2 教育委員会は、県指定有形文化財が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。                  3及び4 略                  (現状変更等の制限)                  第15条 県指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更について教育委員会規則で定める維持の措置を執る場合及び保存に影響を及ぼす行為について影響の軽微である場合は、あらかじめ、その旨を、現状変更について非常災害のために必要な応急措置を執った場合はその旨を教育委員会に届け出ることをもって足りる。                  2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。                  3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状変更若しく</p>	<p>(滅失、<u>き損</u>等)                  第9条 県指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは<u>き損</u>し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。                  (管理又は修理に関する勧告)                  第13条 県指定有形文化財の管理が適当でないため当該県指定有形文化財が滅失し、<u>き損</u>し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。                  2 教育委員会は、県指定有形文化財が<u>き損</u>している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。                  3及び4 略                  (現状変更等の制限)                  第15条 県指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、<u>現状の変更</u>について教育委員会規則で定める維持の措置を執る場合及び保存に影響を及ぼす行為について影響の軽微である場合は、あらかじめ、その旨を、<u>現状の変更</u>について非常災害のために必要な応急措置を執った場合はその旨を教育委員会に届け出ることをもって足りる。                  2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の<u>現状の変更</u>又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。                  3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る<u>現状の変更</u>若しく</p>

は保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

4 略

(損失の補償)

第20条 第18条第1項又は第3項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該県指定有形文化財が滅失し、又は毀損したときは、県は、その県指定有形文化財の所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該県指定有形文化財が所有者又は管理責任者の責に帰すべき事由によって滅失し、又は毀損した場合は、この限りでない。

(公開)

第27条 略

2 前項の場合には、第18条第4項及び第5項の規定を、前項の規定により公開したことに起因して当該県指定無形文化財の記録が滅失し、又は毀損した場合には、第20条の規定を準用する。

(現状変更等の制限)

第38条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更について教育委員会規則で定める維持の措置を執る場合及び保存に影響を及ぼす行為について影響の軽微である場合は、あらかじめ、その旨を、現状変更について非常災害のために必要な応急措置を執った場合はその旨を教育委員会に届け出ることをもって足りる。

2及び3 略

第41条 県指定有形文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。

2 前項に規定する者が、当該県指定有形文化財の所有者であるときは、15万円以下の罰金又は科料に処する。

第42条 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。

2 前項に規定する者が、当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、15万円以下の罰金又は科料に処する。

第42条の2 第15条又は第38条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで県指定有形文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、15万円以下の罰金又は科料に処する。

くは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

4 略

(損失の補償)

第20条 第18条第1項又は第3項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該県指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、県は、その県指定有形文化財の所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該県指定有形文化財が所有者又は管理責任者の責に帰すべき事由によって滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

(公開)

第27条 略

2 前項の場合には、第18条第4項及び第5項の規定を、前項の規定により公開したことに起因して当該県指定無形文化財の記録が滅失し、又はき損した場合には、第20条の規定を準用する。

(現状変更等の制限)

第38条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更について教育委員会規則で定める維持の措置を執る場合及び保存に影響を及ぼす行為について影響の軽微である場合は、あらかじめ、その旨を、現状の変更について非常災害のために必要な応急措置を執った場合はその旨を教育委員会に届け出ることをもって足りる。

2及び3 略

第41条 県指定有形文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

2 前項に規定する者が、当該県指定有形文化財の所有者であるときは、2万円以下の罰金又は科料に処する。

第42条 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

2 前項に規定する者が、当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、2万円以下の罰金又は科料に処する。

第42条の2 第15条又は第38条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで県指定有形文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第2条 附属機関の設置に関する条例(昭和29年長崎県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表(第1条関係)			別表(第1条関係)		
附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
略			略		
教育委員会	略	文化財保護法第190条第3項の規定による文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議及び建議に関する事務	教育委員会	略	文化財保護法第190条第2項の規定による文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議及び建議に関する事務
	長崎県文化財保護審議会			長崎県文化財保護審議会	

(長崎県文化財保護審議会条例の一部改正)

第3条 長崎県文化財保護審議会条例(昭和50年長崎県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第190条第4項の規定に基づき、長崎県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第190条第3項の規定に基づき、長崎県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(長崎県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第4条 長崎県教育委員会の事務処理の特例に関する条例(平成14年長崎県条例第58号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																												
<p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 長崎県文化財保護条例(昭和36年長崎県条例第16号)の施行に係る事務のうち別に教育委員会規則で定めるもの</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村	1 略		2 長崎県文化財保護条例(昭和36年長崎県条例第16号)の施行に係る事務のうち別に教育委員会規則で定めるもの	略	<p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 長崎県文化財保護条例(昭和36年長崎県条例第16号。以下この項において「条例」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの(1)のアからカまでに掲げるものについては、<u>県指定史跡名勝天然記念物の指定に係わる地域内であって、その地域が2以上の市町村の区域に及ばないものに限る。(2)及び(3)において同じ。</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(1) 条例第38条第1項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為のうち次に掲げる事項の許可に関すること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア <u>小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積(増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積)が120平方メートル以下のものをいう。イにおいて同じ。)で3月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ <u>小規模建築物の新築、増築、改築又は除却(増築、改築又は除却にあっては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であって、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である県指定史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ <u>工作物(建築物を除く。以下このウにおいて同じ。)の設置、改修若しくは除却(改修又は除却にあっては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ 条例第36条に規定する県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却</td> <td></td> </tr> <tr> <td>オ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カ 木竹の伐採(県指定名勝又は県指定天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>キ 県指定天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物によ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村	1 略		2 長崎県文化財保護条例(昭和36年長崎県条例第16号。以下この項において「条例」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの(1)のアからカまでに掲げるものについては、 <u>県指定史跡名勝天然記念物の指定に係わる地域内であって、その地域が2以上の市町村の区域に及ばないものに限る。(2)及び(3)において同じ。</u>	略	(1) 条例第38条第1項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為のうち次に掲げる事項の許可に関すること		ア <u>小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積(増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積)が120平方メートル以下のものをいう。イにおいて同じ。)で3月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却</u>		イ <u>小規模建築物の新築、増築、改築又は除却(増築、改築又は除却にあっては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であって、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である県指定史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの</u>		ウ <u>工作物(建築物を除く。以下このウにおいて同じ。)の設置、改修若しくは除却(改修又は除却にあっては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)</u>		エ 条例第36条に規定する県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却		オ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修		カ 木竹の伐採(県指定名勝又は県指定天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)		キ 県指定天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物によ	
事務	市町村																												
1 略																													
2 長崎県文化財保護条例(昭和36年長崎県条例第16号)の施行に係る事務のうち別に教育委員会規則で定めるもの	略																												
事務	市町村																												
1 略																													
2 長崎県文化財保護条例(昭和36年長崎県条例第16号。以下この項において「条例」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの(1)のアからカまでに掲げるものについては、 <u>県指定史跡名勝天然記念物の指定に係わる地域内であって、その地域が2以上の市町村の区域に及ばないものに限る。(2)及び(3)において同じ。</u>	略																												
(1) 条例第38条第1項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為のうち次に掲げる事項の許可に関すること																													
ア <u>小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積(増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積)が120平方メートル以下のものをいう。イにおいて同じ。)で3月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却</u>																													
イ <u>小規模建築物の新築、増築、改築又は除却(増築、改築又は除却にあっては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であって、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である県指定史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの</u>																													
ウ <u>工作物(建築物を除く。以下このウにおいて同じ。)の設置、改修若しくは除却(改修又は除却にあっては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)</u>																													
エ 条例第36条に規定する県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却																													
オ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修																													
カ 木竹の伐採(県指定名勝又は県指定天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)																													
キ 県指定天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物によ																													

		<p>る人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着</p> <p>ク 県指定天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け</p> <p>ケ 県指定天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却</p> <p>コ アからケまでに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p> <p>(2) 条例第38条第2項において準用する条例第15条第2項の規定による指示（前号アからコまでに掲げる事項に係るものに限る。）</p> <p>(3) 条例第38条第2項において準用する条例第15条第3項の規定による停止命令又は許可の取消し（第1号アからコまでに掲げる事項に係るものに限る。）</p>
--	--	---

附 則

(施行期日)

- この条例中第1条及び第4条の規定は令和2年4月1日から、第2条及び第3条の規定は公布の日から施行する。
- 第1条の規定の施行の前日にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

長崎県立対馬歴史民俗資料館条例を廃止する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第38号

長崎県立対馬歴史民俗資料館条例を廃止する条例

長崎県立対馬歴史民俗資料館条例（昭和52年長崎県条例第7号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 施行日前の行為に基づく原状回復義務又は損害賠償責任については、この条例による廃止前の長崎県立対馬歴史民俗資料館条例第6条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第39号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年長崎県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表			別表		
署名	位置	管轄区域	署名	位置	管轄区域
長崎県長崎警察署	長崎市	長崎市の内、五島町、万才町、樺島町、江戸町、築町、賑町、栄町、魚の町、桜町、興善町、桶屋町、金屋町、古町、勝山町、中町、筑後町、恵美須町、西坂町、御船蔵町、八千代町、銭座町、	長崎県長崎警察署	長崎市	長崎市の内、五島町、万才町、樺島町、江戸町、築町、賑町、栄町、魚の町、桜町、興善町、桶屋町、金屋町、古町、勝山町、中町、筑後町、恵美須町、西坂町、御船蔵町、八千代町、銭座町、

		<p>上銭座町、天神町、浜平一丁目、浜平二丁目、幸町、茂里町の一部（街区符号1番、2番及び3番）、目覚町、緑町、宝町、新地町、梅香崎町、中新町、稲田町、十人町、館内町、籠町、本石灰町、丸山町、寄合町、船大工町、西小島一丁目、西小島二丁目、東小島町、油屋町、高平町、中小島一丁目、中小島二丁目、上小島一丁目、上小島二丁目、上小島三丁目、上小島四丁目、上小島五丁目、愛宕一丁目、愛宕二丁目、愛宕三丁目、愛宕四丁目、弥生町、八つ尾町、白木町、彦見町、風頭町、桜木町、矢の平一丁目、矢の平二丁目、矢の平三丁目、矢の平四丁目、鍛冶屋町、浜町、万屋町、銅座町、古川町、銀屋町、東古川町、八幡町、麴屋町、寺町、諏訪町、桜馬場一丁目、桜馬場二丁目、伊勢町、新大工町、夫婦川町、下西山町、馬町、出来大工町、大井手町、今博多町、上西山町、伊良林一丁目、伊良林二丁目、伊良林三丁目、中川一丁目、中川二丁目、新中川町、本河内一丁目、本河内二丁目、本河内三丁目、本河内四丁目、鳴滝一丁目、鳴滝二丁目、鳴滝三丁目、片淵一丁目、片淵二丁目、片淵三丁目、片淵四丁目、片淵五丁目、木場町、西山本町、西山一丁目、西山二丁目、西山三丁目、西山四丁目、立山一丁目、立山二丁目、立山三丁目、立山四丁目、立山五丁目、上町、玉園町、八百屋町、炉粕町、出島町、大黒町、尾上町、元船町、芒塚町、宿町、界一丁目、界二丁目、網場町、潮見町、春日町、矢上町、平間町、高城台一丁目、高城台二丁目、現川町、田中町、東町、かき道一丁目、かき道二丁目、かき道三丁目、かき道四丁目、かき道五丁目、かき道六丁目、松原町、古賀町、つつじが丘一丁目、つつじが丘二丁目、つつじが丘三丁目、つつじが丘四丁目、つつじが丘五丁目、鶴の尾町、中里町、船石町、川内町、上戸石町、戸石町、牧島町、茂木町、田上一丁目、田上二丁目、田上三丁目、田上四丁目、三景台町、早坂町、北浦町、飯香浦町、太田尾町、田手原町、宮摺町、大崎町、千々町、稲佐町、曙町、光町、弁天町、旭町、江の浦町、平戸小屋町、丸尾町、大島町、水の浦町、大谷町、鮑の浦町、秋月町、入船町、塩浜町、岩瀬道町、東立神町、西立神町、西泊町、木鉢町一丁目、木鉢町二丁目、みなと坂一丁目、みなと坂二丁目、淵町、梁川町、竹の久保町、宝栄町、岩見町、春木町、福田本町、小浦町、大浜町、小江町、小瀬戸町、神ノ島町一丁目、神ノ島町二丁目、神ノ島町三丁目</p>		<p>上銭座町、天神町、浜平一丁目、浜平二丁目、幸町、茂里町の一部（街区符号1番、2番及び3番）、目覚町、緑町、宝町、新地町、梅香崎町、中新町、稲田町、十人町、館内町、籠町、本石灰町、丸山町、寄合町、船大工町、西小島一丁目、西小島二丁目、東小島町、油屋町、高平町、中小島一丁目、中小島二丁目、上小島一丁目、上小島二丁目、上小島三丁目、上小島四丁目、上小島五丁目、愛宕一丁目、愛宕二丁目、愛宕三丁目、愛宕四丁目、弥生町、八つ尾町、白木町、彦見町、風頭町、桜木町、矢の平一丁目、矢の平二丁目、矢の平三丁目、矢の平四丁目、鍛冶屋町、浜町、万屋町、銅座町、古川町、銀屋町、東古川町、八幡町、麴屋町、寺町、諏訪町、桜馬場一丁目、桜馬場二丁目、伊勢町、新大工町、夫婦川町、下西山町、馬町、出来大工町、大井手町、今博多町、上西山町、伊良林一丁目、伊良林二丁目、伊良林三丁目、中川一丁目、中川二丁目、新中川町、本河内一丁目、本河内二丁目、本河内三丁目、本河内四丁目、鳴滝一丁目、鳴滝二丁目、鳴滝三丁目、片淵一丁目、片淵二丁目、片淵三丁目、片淵四丁目、片淵五丁目、木場町、西山本町、西山一丁目、西山二丁目、西山三丁目、西山四丁目、立山一丁目、立山二丁目、立山三丁目、立山四丁目、立山五丁目、上町、玉園町、八百屋町、炉粕町、出島町、大黒町、尾上町、元船町、芒塚町、宿町、界一丁目、界二丁目、網場町、潮見町、春日町、矢上町、平間町、高城台一丁目、高城台二丁目、現川町、田中町、東町、かき道一丁目、かき道二丁目、かき道三丁目、かき道四丁目、かき道五丁目、かき道六丁目、松原町、古賀町、つつじが丘一丁目、つつじが丘二丁目、つつじが丘三丁目、つつじが丘四丁目、つつじが丘五丁目、鶴の尾町、中里町、船石町、川内町、上戸石町、戸石町、牧島町、茂木町、田上一丁目、田上二丁目、田上三丁目、田上四丁目、三景台町、早坂町、北浦町、飯香浦町、太田尾町、田手原町、宮摺町、大崎町、千々町、港湾法（昭和25年法律第218号）による長崎港の港湾区域（深堀、香焼地区臨海工業用地以南の海面を除く。）</p>
長崎県大浦警察署	長崎市	<p>長崎市の内、常盤町、松が枝町、大浦町、相生町、椎の木町、高丘一丁目、高丘二丁目、南町、南が丘町、八景町、星取一丁目、星取二丁目、東山手町、下町、東山町、大浦東町、日の出町、元町、川上町、出雲一丁目、出雲二丁目、出雲三丁目、上田町、小曾根町、浪の平町、南山手町、古河町、東琴平一丁目、東琴平二丁目、小菅町、国分</p>	長崎県大浦警察署	<p>長崎市の内、常盤町、松が枝町、大浦町、相生町、椎の木町、高丘一丁目、高丘二丁目、南町、南が丘町、八景町、星取一丁目、星取二丁目、東山手町、下町、東山町、大浦東町、日の出町、元町、川上町、出雲一丁目、出雲二丁目、出雲三丁目、上田町、小曾根町、浪の平町、南山手町、古河町、東琴平一丁目、東琴平二丁目、小菅町、国分</p>

		<p>町、西琴平町、戸町一丁目、戸町二丁目、戸町三丁目、戸町四丁目、戸町五丁目、小ヶ倉町一丁目、小ヶ倉町二丁目、小ヶ倉町三丁目、新小が倉一丁目、新小が倉二丁目、ダイヤランド一丁目、ダイヤランド二丁目、ダイヤランド三丁目、ダイヤランド四丁目、土井首町、磯道町、平瀬町、毛井首町、三和町、京太郎町、鹿尾町、古道町、草住町、米山町、平山町、平山台一丁目、平山台二丁目、竿浦町、江川町、鶴見台一丁目、鶴見台二丁目、末石町、柳田町、八郎岳町、上戸町、上戸町一丁目、上戸町二丁目、上戸町三丁目、上戸町四丁目、新戸町一丁目、新戸町二丁目、新戸町三丁目、新戸町四丁目、大山町、深堀町一丁目、深堀町二丁目、深堀町三丁目、深堀町四丁目、深堀町五丁目、深堀町六丁目、大籠町、香焼町、伊王島町一丁目、伊王島町二丁目、高島町、以下宿町、野母崎樺島町、黒浜町、高浜町、南越町、野母町、脇岬町、蚊焼町、川原町、為石町、椿が丘町、藤田尾町、布巻町、晴海台町、宮崎町</p>			<p>町、西琴平町、戸町一丁目、戸町二丁目、戸町三丁目、戸町四丁目、戸町五丁目、小ヶ倉町一丁目、小ヶ倉町二丁目、小ヶ倉町三丁目、新小が倉一丁目、新小が倉二丁目、ダイヤランド一丁目、ダイヤランド二丁目、ダイヤランド三丁目、ダイヤランド四丁目、土井首町、磯道町、平瀬町、毛井首町、三和町、京太郎町、鹿尾町、古道町、草住町、米山町、平山町、平山台一丁目、平山台二丁目、竿浦町、江川町、鶴見台一丁目、鶴見台二丁目、末石町、柳田町、八郎岳町、上戸町、上戸町一丁目、上戸町二丁目、上戸町三丁目、上戸町四丁目、新戸町一丁目、新戸町二丁目、新戸町三丁目、新戸町四丁目、大山町、深堀町一丁目、深堀町二丁目、深堀町三丁目、深堀町四丁目、深堀町五丁目、深堀町六丁目、大籠町、香焼町、伊王島町一丁目、伊王島町二丁目、高島町、以下宿町、野母崎樺島町、黒浜町、高浜町、南越町、野母町、脇岬町、蚊焼町、川原町、為石町、椿が丘町、藤田尾町、布巻町、晴海台町、宮崎町、<u>港湾法による長崎港の港湾区域の一部(深堀、香焼地区臨海工業用地以南の海面)</u></p>
			<p>長崎県稲佐警察署</p>	<p>長崎市</p>	<p>長崎市の内、稲佐町、曙町、光町、弁天町、旭町、江の浦町、平戸小屋町、丸尾町、大島町、水の浦町、大谷町、鮑の浦町、秋月町、入船町、塩浜町、岩瀬道町、東立神町、西立神町、西泊町、木鉢町一丁目、木鉢町二丁目、みなと坂一丁目、みなと坂二丁目、淵町、梁川町、竹の久保町、宝栄町、岩見町、春木町、福田本町、小浦町、大浜町、小江町、柿泊町、手熊町、上浦町、小江原一丁目、小江原二丁目、小江原三丁目、小江原四丁目、小江原五丁目、式見町、向町、相川町、見崎町、牧野町、園田町、四杖町、小瀬戸町、神ノ島町一丁目、神ノ島町二丁目、神ノ島町三丁目</p>
<p>長崎県浦上警察署</p>	<p>長崎市</p>	<p>長崎市の内、浜口町、松山町、大橋町、岡町、橋口町、上野町、平野町、平和町、本尾町、江平一丁目、江平二丁目、江平三丁目、高尾町、茂里町の一部(街区符号4番)、川口町、岩川町、坂本一丁目、坂本二丁目、坂本三丁目、立岩町、富士見町、城山町、城栄町、油木町、青山町、金堀町、城山台一丁目、城山台二丁目、花園町、若草町、昭和一丁目、昭和二丁目、昭和三丁目、三川町、西山台一丁目、西山台二丁目、川平町、けやき台町、三ツ山町、畦別当町、住吉町、住吉台町、若葉町、文教町、千歳町、中園町、赤迫一丁目、赤迫二丁目、赤迫三丁目、花丘町、泉町、泉一丁目、泉二丁目、泉三丁目、大手一丁目、大手二丁目、大手三丁目、家野町、三芳町、江里町、緑が丘町、清水町、白鳥町、西町、錦一丁目、錦二丁目、錦三丁目、音無町、柳谷町、若竹町、西北町、岩屋町、葉山一丁目、葉山二丁目、エミネント葉山町、滑石一丁目、滑石二丁目、滑石三丁目、滑石四丁目、滑石五丁目、滑石六丁目、</p>	<p>長崎県浦上警察署</p>	<p>長崎市</p>	<p>長崎市の内、浜口町、松山町、大橋町、岡町、橋口町、上野町、平野町、平和町、本尾町、江平一丁目、江平二丁目、江平三丁目、高尾町、茂里町の一部(街区符号4番)、川口町、岩川町、坂本一丁目、坂本二丁目、坂本三丁目、立岩町、富士見町、城山町、城栄町、油木町、青山町、金堀町、城山台一丁目、城山台二丁目、花園町、若草町、昭和一丁目、昭和二丁目、昭和三丁目、三川町、西山台一丁目、西山台二丁目、川平町、けやき台町、三ツ山町、畦別当町、住吉町、住吉台町、若葉町、文教町、千歳町、中園町、赤迫一丁目、赤迫二丁目、赤迫三丁目、花丘町、泉町、泉一丁目、泉二丁目、泉三丁目、大手一丁目、大手二丁目、大手三丁目、家野町、三芳町、江里町、緑が丘町、清水町、白鳥町、西町、錦一丁目、錦二丁目、錦三丁目、音無町、柳谷町、若竹町、西北町、岩屋町、葉山一丁目、葉山二丁目、エミネント葉山町、滑石一丁目、滑石二丁目、滑石三丁目、滑石四丁目、滑石五丁目、滑石六丁目、</p>

	北栄町、北陽町、大園町、虹が丘町、大宮町、本原町、小峰町、扇町、石神町、辻町、三原一丁目、三原二丁目、三原三丁目、横尾一丁目、横尾二丁目、横尾三丁目、横尾四丁目、横尾五丁目、女の都一丁目、女の都二丁目、女の都三丁目、女の都四丁目、柿泊町、手熊町、上浦町、小江原一丁目、小江原二丁目、小江原三丁目、小江原四丁目、小江原五丁目、式見町、向町、相川町、見崎町、牧野町、園田町、四杖町		北栄町、北陽町、大園町、虹が丘町、大宮町、本原町、小峰町、扇町、石神町、辻町、三原一丁目、三原二丁目、三原三丁目、横尾一丁目、横尾二丁目、横尾三丁目、横尾四丁目、横尾五丁目、女の都一丁目、女の都二丁目、女の都三丁目、女の都四丁目
略		略	

発行者  
長崎県  
尾上町三番一号

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

長崎県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

電話代表  
直通(八二四)一一一  
四一

長崎県条例第40号

長崎県監査委員条例の一部を改正する条例

長崎県監査委員条例（昭和39年長崎県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(議員のうちから選任する監査委員の数)</p> <p>第2条 法第196条第1項及び第6項の規定により議員のうちから選任する監査委員の数は、2人とする。</p> <p>(請求又は要求による監査の着手)</p> <p>第5条 法第75条第1項、第98条第2項及び第242条第1項の規定による請求に基づく監査並びに第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項並びに第243条の2の2第3項の規定による要求に基づく監査は、請求又は要求を受けた日から10日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。</p>	<p>(議員のうちから選任する監査委員の数)</p> <p>第2条 法第196条第1項の規定により議員のうちから選任する監査委員の数は、2人とする。</p> <p>(請求又は要求による監査の着手)</p> <p>第5条 法第75条第1項、第98条第2項及び第242条第1項の規定による請求に基づく監査並びに第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項並びに第243条の2第3項の規定による要求に基づく監査は、請求又は要求を受けた日から10日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

印刷所  
長崎県  
弥生町八番三十号

株式会社  
永泰  
岩永印刷所